

(表紙)

戊 慶 應 二 年	御 觸 帳	寅 九 月 吉 日
-----------------------	-------------	-----------------------

今般米価高直に付、諸人難儀の趣相違も無之候へ共、貧窮人共往還
 広場等へ屯集致居、表店商人共より施行を乞募り候趣、押借に等
 敷、左迄困窮に不至もの迄相進め、同様の所業為及候段相聞、以の
 外不埒の事に有之、乍併今般の義は、格別の訳を以吟味の沙汰に不
 及候間、此上心得違無之様致し、今夜中に早々為引払可申候、此度
 佐久間町河岸へ御救小屋取建、并所々寺院へ焚出し等も被仰付候程
 の義に付、全困窮にて暮方差支候もの共は、神妙に町法を以願出候
 様篤と可申論、右様物持共へ押合力申聞候故、商人共の内にて戸
 を閉、家業を休居候も有之、不容易次第にて、右様家業相休候ては
 却て其者身詰に相成候義に付、其方共より篤と申論し、若不取用場
 所引払不申候敷、其外心得違有之候は、早速訴出可申候、嚴重吟
 味の沙汰可及

右の段其方共より外名主へも得と申合、組々早々申通行届候様可致
 旨、今十九日昼九時半南於

御白洲被為在 御説得候間、御組合限り早々行届候様御取計可被成

慶應二年九月二十日

候、且焚出し場所左の通御年番所にて被仰聞候

本所回向院
 谷中天王寺
 聖坂功運寺
 渋谷長谷寺
 音羽護持院

右御達申候、以上

メ五ヶ所

星野又左衛門
 荒木彦次郎
 坂部六右衛門
 長沢次郎太郎
 中野五郎兵衛
 阿部源十郎

右は昨十九日夕七時半時、南御奉行所様通町筋より内神田町々、筋
 違御門内迄御見廻り有之、此程屯集の貧民へ御教諭有之、尚又同役
 へ別段被 仰渡有之、急速の事故市中一同御見廻りには相成兼候
 間、廉々委細自身申論の上、早々為引払可申、尤心得違有之候は
 、訴出可申出旨被仰渡候間、御支配町々貧窮人屯集致候場所、得
 と申論、引払候場所末御申聞可被成候、此段御達申候、以上

寅九月廿日朝

組合 世話懸り

慶応二年九月二十日、九月二十二日

本所回向院

三田功運寺

渋谷長谷寺

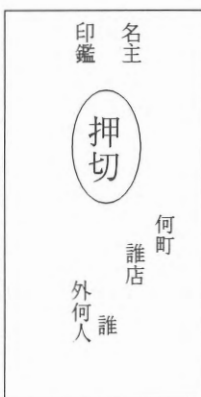
音羽護持院

谷中天王寺

右五ヶ寺におゐて、今般御救御小屋入可相願極貧窮民に限り、握飯

焚出し被下候間、右小屋入相願候もの篤と御調、左の雛形振合に印

鑑紙当人へ為御持、五ヶ所の内最寄へ御差出し可被成候



右の通、組々惣達可仕哉奉伺候、以上

右の通唯今伺済相成候間、前文の振合にて切手御認め、当人へ御渡

し、最寄焚出場所へ罷出候様、御組合限り早々行届候様御取計可被

成候、此段御達申候、以上

但明廿一日より焚出し候間、其段御含み急速御取計可被成候、以

上

寅九月廿日

町会所 年 番

九月廿三日午上刻

公方様 御棺榔増上寺へ被為入候間、町中のもの共不致他出、火の

元用心の義取分入念、名主共支配の場所切々見廻り、家主共自身番屋裏々迄度々見廻り、無油断可申付置候

御通棺の節奉拝見候義、男女共不相成候間、一切差出し申間敷事

一、喧嘩口論万事物噪敷義無之様、町々名主共月行事前後の木戸に

附居、弥入念可申付候事

右の通り、町中急度可相触もの也

九月廿二日

町年寄 役 所

今般五ヶ所にて被下候握飯紙の分、取上げ切に可致旨御沙汰に付、

乍御手数日々御渡し御差出し可被成候

但独身の分は独身の御認入の事

右御達申候、以上

寅九月廿一日

組合 世話懸

窮民へ被下候焚出し、渋谷長谷寺におゐて当人共に御渡し可相成候

に付、為御引合と貴所様方御印鑑、乍御手数今晩中に十兵衛方へ可

被遣候、且御席(序力)に凡御支配限り、窮民人数高被仰聞候様仕度奉願上

候、右得御意度、如斯に御座候、以上

寅九月廿一日

組合 世話懸

朱雛形半紙縦帳

窮民御救小屋入願

何番組 何町

名主 誰 支配

何町 誰 店

何 稼 誰

何 才

妻 誰

何 才

悴 誰

何 才

何町 誰 店

何 稼 誰

何 才

一、独身者

右のもの義、極貧者にて給続兼、実々難渋至極仕候間、御小屋入奉願上候、以上

寅

何町 家主 誰 印

何 才

何町 誰 店

店受人 誰 印

右の通取調候処、御趣意相当のものに付、此段奉願上候、以上

名主 誰 印

何町 世話懸 誰 印

町 御会所

最寄世話懸名主老人致加印、町会所へ可申立候、其余伺の通

慶応二年九月十三日、九月二十三

可相心得候

右の通御達申候、御組合月行事持場所共行届候様、御取計可被成候、以上

九月廿日

町会所 年 番

右御達申候、以上

九月廿一日

組合 世話懸り

神田佐久間町御救小屋出来に付、兼て御達申置候書面の家主持参、明廿三日より町会所へ御差出可被成候、当人小家入日限の義は、書面持参の家主へ御沙汰可有之旨被仰渡候間、此段御達申候、尤嵩張候道具等御小屋へ持込不申様御心付可被成候、此段御達申候、以上
御小屋入の内、式合五勺売切手所持のものは、不洩様御取上げ可被成候

九月廿二日

町会所 年 番

右御達申候、以上

寅 九月廿三日

組合 世話懸

御握飯焚出し所、殊の外混雑致、万一怪我等御座候ては以の外の義に付、御組合限り御打合、当分の内頂戴のもの隔日に罷出候様早々御通達可被成候、此段御達申候、以上

但御組合御支配限り凡人数高見計、誰々の支配は長日、誰々の支配半日と申事、御打合置可被成候

丁

慶応二年九月十三日〜九月二十九日

寅九月十三日

町会所 年 番

明後廿五日より、増上寺におゐて御法事有之候間、町中火の用心の義昼夜共弥入念、家持は不及申、借家・店借裏々迄、名主・月行事切々見廻り、手桶に水を入出し置、海道の掃除等仕、并に喧嘩口論万事物騒敷事無之様可致候旨、町中不洩様可相触候

九月

右の通り被 仰渡候間、町中不殘入念急度相守可申候、少も油断有間敷候

寅九月廿三日

町年寄 役 所

覚

寺院五ヶ所にて握飯被下候義、昨廿四日迄にて被下候義御見合相成候間、依之此段相達申候事

九月廿五日

名 主

貧民為御救と、神田佐久間町河岸へ御救小家取建被仰付、出来迄の内、両国回向院外四ヶ寺におゐて握飯焚出し被下候処、右小屋出来に付、小屋入申付、五ヶ寺にて焚出し被下候義は相止候間、先達て申渡置候通り、実々給統兼小屋入相願候ものは、名主共篤と相糺、早々町会所へ申立候様可致候

右の通被仰渡奉畏候、以上

九月廿四日

右の通、只今北 御番所於御白洲に被 仰渡候間、急速行届候様御通達可被成候、尤五ヶ寺へ罷出候窮民の内、握飯頂戴相洩候ものは、其支配名主方にて人数取調、町会所へ申立候へは被下候筈に付、此旨御心得、貧民共へ御申聞、心取違不致様御取計可被成候、此段御組合限り月行事物持場所共、今晚中行届候様御取計可被成候、以上

寅九月廿四日

小口 世話懸

寅九月十六日以来

紛失の品覚

一、刀

老 腰

身長式尺三寸五分

城慶子正義作

柄濃御納戸糸菱卷

鮫白

目貫赤銅龍

縁頭鉄、雲に波の彫金銀にて日月

鐔鉄布目象眼

但大の方赤銅雲の彫

切羽小の方金

鍮金祐乘鑪子^(地)

鞘黄銅いちく雲の形

栗形鉄

鑄鉄金象眼龍

下け緒濃納戸糸

一、脇差

身長九寸壹分

岩野道俊作

柄糸濃納戸菱打

鮫白

目貫赤銅虎

縁頭鉄龍金銀象眼

鐔撫角信玄

切羽鍮金

鞘朱いちく栗形鉄

鑄鉄銀象眼

小柄素銅三つ扇輪宝の紋三ヶ所

下け緒白花色打接糸

右は南

御番所様御掛

九月廿二日 御触

慶応二年九月二十六日く十月三日

十月 二日 返答

寅九月廿九日

名主共

今般市中鎮静致候へ共、是迄格別不及窮迫者、縦令家主に候迎、先立申進め道路に集り、寺社院へも屯致し、或は押借同様の義致成候頭取のもの、又は取鎮方宜敷、町内穩に致候もの、此節に至り風聞も有之へく哉、善悪共右等のもの有之候は、密々拙者共の内へ可被申聞候やう致度、内沙汰も御座候間、御組合中宜御通達、早々有無御申聞の事

九月廿六日

岡田源兵衛

新島万次郎

追々夫々事実、実々御取調、来月十日迄に有無共源田源兵衛方へ可申越候

寅九月廿八日

組合 年 番

屋敷改候間、改場の内、村町百姓にて、商売小屋・常々水茶屋・酒喰其常々腹賣張と唱候外諸商、古来より仕来候分有之、右は其最寄限り譲引等も差免候小間株と唱候事

寅十月

右組々取調、有無の返答半紙縦帳に御認め、来四日可差出旨樽俊之助殿にて被申渡候間、御組合限り同日無相違御差出可被成候、此段御達申候、以上

慶応二年十月三日〜十月五日

寅十月三日

小口 世話懸り

右御達申候、御取調有無御返答半紙縦帳に御認め、明四日正九つ時次右衛門方へ、無相違御遣し可被成候、以上

寅十月三日

組合 世話懸

海外諸国へ学科修業、又は商売のため相越度志願のものは、願出次第御差許可相成、相札の上、御免の印章可相渡旨、先達て相触候に付ては、右御渡候節、当人人相書等相札可相渡筈に付、別紙の通り書付相添、其筋へ可申立候
右の趣可相触候

十月

- 一、年齢何才
- 一、身丈何尺
- 一、眼大或は小
- 一、鼻高或は小
- 一、口大く或は小
- 一、面鉢 形
- 一、黒瘡面部に有之候ものは其ヶ所を載
- 一、何国へ罷越候 年限

右の通御書付出候間、町中不洩様早々可相触候

十月五日

町年寄 役 所

川御船の御損分、不残御廃止の積り、右解放し右望のもの、来る七日・八日の内に、深川安宅御構内へ罷越、一見致し入札可致候

一、麒麟丸御船

貳艘

一、御関船

三艘

一、小早船

九艘

一、くしら御船

貳艘

一、八挺立御船

貳艘

一、御茶子船

壹艘

一、雪船

壹艘

一、伝馬船

壹艘

一、千代路船

九艘

一、御肴形

拾組

右の通、町中不残可相触候

十月四日

町年寄 役 所

覚

一、火を付るもの召捕、町奉行所へ可申立事
一、火を付るもの有所を知らは、早速可訴出事
右の品々有之もの、御ほふびとして此銀子三拾枚下さるべし、たとへ同類たりといへとも其科を免し、此褒美下さるへし、怪敷もの不慥に候をも見遁し・聞遁しに仕、追て相知候は、其科重かるへきもの也

寅十月

奉行

右の通此度日本橋へ高札相立候間、其旨相心得、町中店借裏々のもの召仕下々迄、老人別に前書の通得と令承知候様可申聞もの也
前書の通享保七寅年相触候へ共、猶亦相触候間、町中地借・店借裏々のもの召仕等迄、老人別に得と存知候様相触可申候

寅九月

右の通従町御奉行所被仰渡候間、町中不洩様早々入念可相触候

寅十月五日

町年寄 役 所

町中両替屋の義、今度書上候両替屋六百人に相極候間、其外の両替屋天秤名主方へ取上げ、一切両替商売為致申間敷、勿論売溜銭小売致し候義も堅無用可致、若相背におゐては、本人は曲事に申付、家主・五人組・名主迄可為越度候

右の通享保三戌年相触、其後六百拾三人に相定、右御定め両替屋の外、商人共より素人へ銭売渡候義決て致間敷候、両替屋へ売渡し、前条の趣弥以相守可申候、若相背もの於有之には、本人は曲事に申付、家主・五人組・名主迄越度たるべく候旨、右の通天明度以来度々相触候処、去る丑年組合停止に相成、其後相触不申、然処嘉永四亥年三月中、文化以前の通り組合再興被仰付候に付、調の上名前帳為差出、両替屋の外人共より素人へ銭売渡候義決て致間敷、右両替屋へ可売渡、自今以後此旨急度相守可申候、若相背もの於有之には、曲事に可申付事

寅九月

右の通従町

御奉行所被仰渡候間、町中不洩様入念可相触候

十月六日

町年寄 役 所

先月中貧民共所々へ屯いたし、市中身柄のものとも方へ無心致と騒立候節、其所町役人其外物持共の内にて申論、何日の内百文に付、米何合売遣し、或は施物等差遣し、他町押歩行候義も無之、早速屯為引候町々、其余最寄最初より論方宜敷屯等不致町も有之候由、右は誰々重立論方骨折人数為引候哉、骨折候もの名前并米売遣し方、施物何程差出し候と申義、一と支配限り取調、否哉来る十五日迄に無相違、渡辺喜平次方へ御申聞可有之旨、早々御通達可給事

寅十月四日

南 三廻り

組々 世話懸 名主中

当年諸国作方不宜哉の趣に相聞、米価高直に相成、下々難儀可致に付、於

公辺に外国米御買入相成候筈に候へ共、潤沢のため外国米買入不苦候間、外国商人共より勝手次第買入候様可致候

右の趣町中不殘可触知もの也

十月

右の通御書付出候間、町中不洩様早々可相触候

慶応二年十月四日〜十月十二日

慶応二年十月十二日〜十月二十五日

寅十月十二日

町年寄 役所

隠密廻り助

山本啓助

増臨時廻り 当分助

岡本三一郎

右の通被申付候間御達申候、是迄啓助方へ御差出被成候諸届其外、以来高橋恒五郎方へ御差出し有之候様、早々組々御申通可有之候事

北 隠密 廻り
臨時

組々 世話懸 名主中

明後廿一日より御評定所式日有之、并に同日より両御番所訴訟公事御聞被成候旨被仰渡候
右の通、町中不殘可相触候

十月十九日

町年寄 役所

申渡

公方様御法号

昭徳院様と被 仰出候

右に付、町方御同様の名前、又は唱候名有之候は、相改可申候
右の通被仰出候間、其町々例の通被^{マデ}取計可被申候、以上

寅十月廿三日

名主

覚

一、今日有馬阿波守殿御役御免被仰付候

一、今日駒井相模守殿町御奉行被仰付候間、町中早々可相触候

十月廿四日

町年寄 役所

右の通、達来候間相達申候、以上

十月廿五日

名主

南北小口 年番 名主共

近來御用多の様短日に相成候間、訴訟公事等登城前に承り候に付ては、訴訟申出候もの差出の義、前日四つ時迄に持参可致旨申渡置候、右に付ては下方のもの共可致難義候に付、以来訴訟申出候ものは差出し共、当朝六つ時迄に持参可致、其外の義は都て先達て申渡置候通り可相心得、右の通、町中早々不洩様可申通旨被仰渡奉畏候、仍如件

十月廿一日

品川町 名主 庄左衛門

外巻人

右の通只今北

御番所にて被仰渡候間御達申候、以上

十月廿一日

南北小口 年番

覚

一、出羽守殿死去に付、鳴物は今廿八日より晦日迄停止に候、普請は不苦候

右の通被 仰渡候間、町中早々可相触候

十月廿八日

町年寄 役 所

覚

来月朔日・二日・三日

御代替 御祝儀

御札に付、町中家持は不及申、何方へも不罷出、借屋・店借裏々迄、火の用心の義入念可申付候、尤尤表間数に^(マヤ)応し、手桶に水を入出し置、喧嘩口論堅く不仕、万事相慎み可申候、此旨町中早々可相触候

寅十月廿八日

町年寄 役 所

御奉行所被 仰渡候間、町中不残可相触候

十月廿八日

町年寄 役 所

月日相分兼候

紛失の品覚

一、具足

老 領

紺糸綴胴鉄小椀

但兜鍬形次返し^(吹カ)

丸の内立葵

右様式つ大高紙

丸の内立葵金紋

一、具足

老 領

但胴蔓葵金紋、兜

矢筈

右品北

御番所様御掛り

十一月 朔日

御達

十一月十一日

返答

右御触紛失物御達に付相達候間、例の通早々写取、順達可被致候、尤有無返答の義、右前日可被申出事

右の通従町

但瓦葺にて無之場所は、猶以右の趣可相守候

冬春の内別て入念可相触候

様可仕候、水溜桶の義は出火有之ために候間、所々に差置、無懈怠

候通り、水溜桶に水を入、所々に差置、風烈の節は往還へも芥不立

屋・店借裏々迄、月行事自身見廻り急度可申付候、并に先達て申付

前々も相触候通、風烈の節、町中火の用心の義、家持は不及申、借

慶応二年十月二十八日〜十一月七日

慶応二年十一月六日〜十一月十四日

寅十一月七日

名主

覚

明後八日より当御奉行訴訟公事御聞被成候

有馬阿波守殿御懸りの分、南御番所へ可被罷出候、町中不残可相触候

寅十一月六日

町年寄 役所

申渡

喜多村彦之丞病氣に付、願の通御役御免、悴弥太郎致成長候迄、彦之丞妻の実父又四郎後見致し、町年寄役被仰付候

右の通組合中早々可申継候様可致候

寅十一月七日

南北小口年番 神田多町式丁目

名主 定次郎

代原 助

外式人

右は樽俊之助殿にて被^カ

届候様、御取計可被成候、以上

右は樽俊之助殿にて被申渡候間、此段御達申候、如例御組合限り行

十一月七日

神田年番

昨十日曉新革屋町辺より出火相成、数町類焼致し、差向仮建物等に

可相用諸品入用相嵩候に付ては、板・材木其外^{（吉カ）}筈・釘・鉄物の類、

惣て必用の品取扱候間屋・仲買共、当時所持の分は銘々不貯置売渡、猶此上元方仕人等十分に致し、且諸職人作料賃銭共猥に引上げ

候様の義不致、類焼場所一統差支筋無之様可致候、若必用の品を見込、メ売其外不正の義致趣相聞におゐては、嚴重の沙汰可及候間、

心得違致間敷候

右の通、町中不洩様可知^{（マカ）}触もの也

十一月

右の通従町御奉行所被仰渡候間、町中家持・借家・店借裏々迄不洩様、忝人別に早々可相触候

寅十一月十一日

町年寄 役所

世話懸 名主共

市中困窮人共、御救小屋人相願不相成者も有之可及難義、当時小屋入のものは日数五十日限り引払申付、右跡へ小屋人可為致、尤右の内には渡世筋の都合に寄、小屋人の義願下致候もの共へは、忝人へ

白米式斗四升つ、被下候、且強壯のものへは兵卒武役に可申付間、名主心得にて小屋人可申付候

右の通不洩様可申通候旨被仰渡奉畏候、仍如件

右は北

慶応二寅年十一月十四日 組々 世話懸 名主 受印

御番所御白洲にて被仰渡候間、此段御達申候、以上

十一月十四日

組合 世話懸り

申渡

館市右衛門類焼に付、今日より此方にて月番相心得候事

但南方神田方へも早々可申通候

寅十一月十日

南北小口年番 壹式番組

神田紺屋町

名主 市之丞

右の通樽俊之助殿にて被申渡候間、御組合限り早々行届候様御取計可被成候、已上

十一月十一日

神田 年番

歩兵并兵卒のもの共追々不取締に相成、市中料理茶屋等へ罷越、無代に酒喰致し、或は不法の所業も有之哉に付、町人共及難儀候趣も相聞、以の外の事に候間、以来右鉢のもの於有之には、其所へ留置、月番の番所へ可訴出、尤組の者相廻し見掛次第召捕候条、町中不洩様可相触候

十一月

右の通り從町御奉行所被仰渡候間、町中不洩様入念早々可相触候

十一月廿一日

町年番 役所

覚

慶応二年十一月十日〜十一月二十八日

此程火事沙汰も繁々有之、引続天氣此上近辺「」改等も有之候ては、一同難義の義に付、其町々申合、格別大風^{マツ}砌は、店々家根上へ水上げ等致、入念火の元大切に為相守可被申、且水溜桶の義は、非常の砌用弁相成に付、水汲入候様是又被申付候
大火焚渡世の者、別て入念火の元大切に為相守可被申候、以上

十一月廿七日

名主所

覚

此節於市中に、兵歩并歩卒のもの共、及乱妨候もの有之哉に相聞候に付、為取締と歩兵組のもの巡邏被仰付候に付、右廻のもの自身番屋へ致休息候義も可有之候間、湯茶等差支無之様可致旨、北御番所にて被仰渡候事

右のもの其町々組合のもの相心得、差支無之様致し、等閑方無之様可致候、以上

十一月廿八日

名主

申渡

御代替後御能不被 仰付内は、鳴物御免の御沙汰は無之候へ共、神事・祭礼等致遠慮候向も有之哉に相聞候、就ては 御代替の御礼も被為請、且先達て
御参内も被為済候に付、最早表向鳴物有之候候ても不苦候趣に候、此以後鳴物御免の触有之間敷候

慶応二年十一月二十二日〜十二月八日

右の趣其心得にて寄々可被達候

十一月

右の通御書付、為心得と申渡候間、組合中可申継候

右の通被 仰渡奉畏候、為御請と御帳へ印形仕置候、以上

十一月廿二日

南北小口年番

神田多町式丁目

名主 定五郎

右樽俊之助殿にて被申渡候間、御達申候、以上

寅十一月廿二日

組合 世話懸り

覚

去月廿九日以来

紛失の品覚

一、二た絹小紋平胸紋付男小袖 巻つ

但紋桔梗三ヶ所

一、黒丸羽織 巻つ

但紋同断

一、黄萌風呂敷

但紋右同断

右品北

御番所御懸り

十一月廿五日

触出し

十二月朔日 返答

十一月廿九日

名主

此度江戸表火災に付、材木其外の諸式、商人共より在方へ注文等を

申遣候へ共、元直段不引上、成丈下直に可売出候、若無謂引上、

高直に売買致候もの有之におゐては、可為曲事もの也

右の通、関八州并に甲斐・伊豆国村々御料御代官、私領は領主・

地領より可相触候

十二月

右の趣可被相触候

右の通御書付出候間、町中不洩様入念早々可相触候

寅十二月二日

町年寄 役所

覚

去月朔日紛失の品覚

西洋製布張櫃入置候品

但錠前締有之

一、御紋付濃本色駈斗目小袖 巻つ

一、御紋付黒綾小袖 巻つ

一、黒七々子紋付袴 巻つ

一、鼠小紋七々子紋付袴 巻つ

但此式品裏本色絹

- 一、鼠小紋七々子単物 壱 つ
- 一、同断袖紋付単物 壱 つ
- 一、黒紹紋付羽織 壱 つ
- 一、黒紗紋付羽織 壱 つ
- 一、鼠小紋呂紋付羽織 壱 つ
- 一、黒数寄屋紋付羽織 壱 つ
- 但紋所何れも丸の内に違鷹の羽
- 一、鼠越後縮紋付女小袖 (ママ)

但紋付五七の桐

西洋製布張櫃

但錠前締有之

右二箱は布上包有之、□金横文字にて富田達三と相記有之

- 一、うつつあられ小紋長上下 一 具
- 一、花色紋付袴鬘斗目 壱 つ

但裏花色絹

- 一、黒羽二重紋付袴 壱 つ

但紋同断

- 一、鉄御納戸小紋付袴 壱 つ

但紋所丸の内に違鷹羽

- 一、鼠小紋奉書袖紋付女小袖 (ママ)

但胴裏紅絹、裾紺縮面

紋所丸の内違鷹羽

- 一、木柄刀 壱 本

但身無銘にて長式尺壱寸、縁頭鉄、目貫赤銅にて松葉同実の形、実は減金に有之、鞘は海老殻彫黒塗

右は南御番所様御懸り

十二月六日 触出し

同日 九日 返答

寅十二月八日

名主所

此度南京米御払相成候に付、市中町人共の内、何渡世にても買受望のもの、明十九日四時築地廻漕役所へ罷出、入札可致候、此旨町中不殘可相触候

十二月十八日

町年寄 役 所

申 渡

和宮様御事

静寛院宮様と奉称候、此段向々へ可被達候事

右の通御書付出候間、如例早々可被申継候

寅十二月十六日

品川町 名主 庄左衛門

覚

当十一月

御代替献上物入用の内、其町々より差出候分、明廿七日昼九つ時迄

慶応二年十二月八日〜十二月二十六日

慶応二年十二月十五日、慶応二年十二月二十七日

に可差出候

寅十二月廿六日

町年寄 役 所

右の通唯今達来、当春取集差出候通五割共、明朝五つ時迄に名主方へ可差出候、以上

寅十二月廿六日

名 主

訴訟公事人共刻限無遅滞相揃、病氣のもの代願等差支不相成様可致旨、先年より度々申渡候趣も有之処、近来猶亦致遅刻候もの多く、右は畢竟町役人等も心得方等閑故の義に付、呼出し刻限及遅滞候もの有之、訴訟公事人共は勿論、差出候町役人共へは急度沙汰可及、尤日延呼出しもの等、都て遅滞無之様可致候

寅十二月

右の通唯今北

御番所にて被 仰渡候間、御請書差上候に付、此段御達し申候、明十六日御白洲もの数口御呼出し有之候間、兼て遅滞不致様今晚申通、行届候様可致旨、別段被仰渡候間、呉々早々御組合限り御通達可被成候、以上

十二月十五日

小 口 世話懸

右唯今達来候間、即刻御達申候、以上

十二月十五日

組 合 世話懸り

近頃寺社地にて無尽相催し引札相配り、日限相定め金子取集候義流

行致し、寺社御奉行所より其筋へ御沙汰有之、相止め候趣には候へ共、右無尽世話人町方のものにて、今以寺社名目等を以、右様の企致し候もの有之哉に付、承及次第早々御双方隠密方へ申上候様申合候

但催候もの差留め候分は、御申立に不及候事

右組々行届候様御取計可被成候、以上

寅十二月廿日

小 口 世話懸り

組々 世話懸り 名主共

紙類高価に付、以来両御番所へ差出候訴状并目安の用紙は是迄の通り、其餘控・目安返答書・久離帳附其外諸訴書付は都て半紙縦帳に致し、片面五行つ、壹枚拾^(行力)に認め、差出し候様可相心得旨、組々不洩様可申通

右の通被 仰渡奉畏候、早々組々可申通候処、仍て如件

慶応二〇〇年十二月廿七日

大伝馬町

名 主 勘ヶ由

檜物町

同 又右衛門

右の通北 御番所於御吟味所に被 仰渡候間、此段御達申候、尤濟口証文の義は是迄の通り、大美濃紙へ相認、都て半紙縦帳の分は表紙付に可致旨、是亦被仰渡候間、御組合限り早々行届候様御通達可被成候、以上

寅十二月廿七日

小口 世話懸り

右御達申候、早々御順達可被成候、以上

卯正月元日

組合 世話懸り

主上

崩御に付、松飭取払可申事

右の通従町御奉行所被仰渡候間、町中不洩様早々可相触候

正月四日

町年寄 役所

主上

崩御に被遊候に付、普請・鳴物停止の事

右の趣可被相触候

右の通御書付出候間、町中不洩様早々可相触候

正月四日

町年寄 役所

北隠密方御尋

今般普請・鳴物停止被仰出候に付、市中大工・職人并芸人等苦情を

唱へ、騒立候様成義は有之間敷哉、世上の人氣風聞内蜜御尋に御座

候

近頃米価・諸色共格外高直、下々難洪の折柄に付、家業相休候ては

暮方差支候間、恐入候義なから類焼場等雨露を防き候迄の取繕ひ、

軍書講談の類、夜商人も穩便に相稼候様子、町々番役の義は

慶応二年十二月二十七日～正月四日

御留守中嚴重に仕、火の元守方は厚申合罷在、右の通に付、差向職

人始め騒立候様の模様は無之、乍併普請・鳴物御免の御期限難相

分、此上日数相立日数相立暮方必至と差支候は、如何可有之哉、

左に候へは今般の御停止は重き御事に付、御定の日数御減には相成

間敷候歟、只々類焼場普請其外宮方穩便の稼方無余義、別段御察計

無之様御含に相成候は、差向騒立候義は有之間敷、当今の時勢申

上候、以上

卯正月

組々世話懸 名主共

北隠密方 御役人衆中

南隠密方御尋

追々米価・諸色共高直に相成候に付ては、下々其日稼のもの共暮方

差支、先達の通り又々屯集騒立候模様は無之哉、当今世上の人氣風

聞内蜜御尋に御座候

先頃中窮民騒立候砌、厚く御教諭被為 在、鎮静後御救小屋御取立

相願、御小屋入相除候ものへは、数日の飯米被下置、彼是御世話被

為在候に付、弥以平穩には相成候へ共、諸色は益々引上げ難洪可差

迫の処、所々の出火にて類焼場多く、類焼人差向乍難洪、諸職人は

却て稼方にも相成、金銭下々融通相成候故、凌方出来候者も有之、

屯集等可致模様相聞不申、尤先頃屯集致候もの所々合力欲步行、手

数相懸け、稼方相休み、銘々割合受取高少分にて不引合、手こり致

し候扨取沙汰も有之、旁屯集相催候義有之間敷、勿論向後右様の企

慶応三年正月十八日（二月四日）

風聞相聞候は、事立不申以前申上候様厚申合仕候

右御尋に付、当節の模様申上候、以上

卯正月

組々世話懸 名主共

南隠密方 御役人衆中

今般御停止中、鳴物等相用候義は有之間敷候へ共、中には心得違致し怪談咄等にて鳴物相用候哉の趣、早々差止め可申候、尤軍書講談・昔咄等、此節穩便に渡世致し罷在候分、別段不及沙汰候趣には候へ共、鳴物相用候分は、芸人に不依、町々にても決て致間敷旨、急速相達可申旨、館御役所にて小口世話懸りへ精々御談有之、尤組々名主共へ直談演述にて可達事に御座候へ共、急速の義に付、書取御達申候、右御心得にて御取計可然、呉々寄場渡世有之御同役へは、速に行届候様にとの申合候御座候、此段御達申候、以上

卯正月十八日

組合 世話懸

改革の義は、馬具其外諸器運転等にも相用候各種要用の品、外国製法伝習可請有志の者取調の事

卯正月

右の通御書付出候間、今日北

御番所にて御沙汰被成候間、組々月行事持場所共不洩様取調、有志のもの否哉一と組限り半紙^{（マ）}縦^{（マ）}帳にて、来月三日迄に御返答書、本町亀の尾方へ無間違可被申聞候、此段御達申候、以上

正月廿五日

組 世話懸

外国人途中通行の節、悪口致し、又は瓦礫等を打候もの有之哉に候処、

御国辱にも相成候に付、右様の所業いたし候ものは、急度可申付候、尤町役人共におゐても精々心付、万一右様の義有之候は、見受次第早々取押候様可致候、隠し置候者有之候は、本人同様に急度可申付候

右の趣町中早々可被相触候

二月

右の通御書付出候間、町中不洩様早々入念可相触候

二月四日

町年寄 役所

申 渡

本所中村屋敷、以来白井屋敷と相唱候

右組合中如例早々可申継候

正月廿九日

右の通樽俊之助殿にて被申渡候間、此段御達申候、以上

正月廿九日

神田 年 番

右御達申候、以上

二月四日

組合 年 番

大行天皇 崩御に付、普請・鳴物停止には候へ共、類焼場等にて難捨置分、穩便に雨露を凌候迄の普請は不苦候

右の趣向々へ可被相達候

二月

右の通御書付出候間、町中不洩様早々可相触候

二月五日

町年寄 役 所

初午神事の義、普請・鳴物御停止中の義に付、神事相延、万事物噪敷義無之様、各々様にも御見廻り御心付可被成候、此段御達し申候、以上

二月三日

南北小口 年 番

右館市右衛門殿へ相伺候処、伺の通可取計旨被申渡候間、御組合限り早々御達可被成候、以上

二月三日

神田 年 番

頃日町中所々へ盜賊押込、又は拔刃を以往来人を申威、金錢奪取、手荒の及所業候由相聞候、右鉢の事有之候は、兼て相^マ図等申合置、両隣は勿論、最寄の者共速に欠付、打寄取押可申、若手余り候は、打殺候ても不苦候事

右の通去々丑年・去寅年相触候処、此程猶右及所業候もの有之候趣相聞候間、弥無違失申合取押可申候

右の通、町中不洩様早々可相触もの也

慶応三年二月三日〜二月十三日

卯二月

右の通従町

御奉行所より被 仰渡候間、町中不洩様入念早々可相触候

卯二月七日

町年寄 役 所

申 渡

諸職人請領呼名の義に付、明和度以来御触の趣も有之候処、近来猥に相成、自分と国名・官名相名乗、又は紛敷致呼名候者有之趣に相聞、右は不相成事候、以後国名呼名等相名乗度者は、兼て触面の通願出、夫々差図可受候

右の通従町

御奉行所被 仰出候間、組々不洩様申通し、自今心得違無之様組々不洩様其時々可申出候

二月十二日

町年寄 役 所

覚

普請は来る十五日より被成

御免候

右の通去る三日於京地に被 仰出候間、向々へ可被相触候

二月

右の通御書付出候間、町中不洩様早々可相触候

二月十三日

町年寄 役 所

慶応三年二月十五日

去月廿九日晝七時頃

紛失の品覚

一、刀 身長さ貳尺四寸五分

但身銘九州肥後国同周

貫跡文字知れ兼申候
(銘方)

一、縁頭四分一七々子地縁取

一、柄龍虎打交

一、目貫赤銅金色絵虎壹疋

一、鍔銀

一、鮫黒

一、鐔鉄丸に龍の透し彫

但銘越前住記内作

一、切羽金

一、鑑四分一七々子地、縁取鋏形

一、鞘塗青漆いし、

一、下げ緒白黒打交

一、脇差 身長さ九寸余

但無銘

一、柄糸黒

一、縁赤銅草花の彫金玉ふちつき

一、頭赤銅半分下金船彫有之、金玉ふちつき

一、目貫赤銅金色絵草花

一、鍔銀

一、鮫白

一、鐔鉄丸に瓢箪の透彫

葉に金色絵少々

一、切羽赤銅鴻の巢

一、鑑四分一鑑り張
本のマ、

一、鞘黒いし、

一、下げ緒黒

外に

一、筭赤銅七々子獅々の彫有之

右は南御番所様御懸り

当二月五日御触出し

当正月七日清水御門外より永富町壹丁目迄にて取落候

一、拵付短刀 巻本

但身平作長さ八寸貳分

目釘穴貳つ、焼すく刃乱

一、柄鷹のへを巻黒塗

一、目貫金無垢、花結の形

但銘明親

一、頭角黒塗

一、合口下地銅黒塗

但 鯉口こへり銀減金

一、鐙角黒塗

但 こへり彫

一、鞆すかさ巻塗黒うるみ

但 小柄ひつ付小柄無之

一、下緒白萌黄紫菱打分け

右は南

御番所様御懸り

当二月十二日 触出し

来 十七日 返答

二月十五日

名主

覚

鳴物の義渡世に致候分は、二月十九日より被成 御免旨、京地より

申越候間、此段寄々向々へ可相達候

右の趣可被相達候

二月

右の通御書付出候間、町中不洩様早々可相触候

二月廿二日

町年寄 役 所

右の通御配符に付、渡世に致候もの計差免、其外のもの追て御沙

慶応三年二月十五日〜二月二十四日

汰有之候迄、相慎候様可被取計候

二月廿二日

名主

去寅十二月以来

紛失の品覚

一、鼠小紋縮面引返し

抱茗荷菱紋付女小袖

当正月廿日

紛失の品覚

一、拵付脇差

袴 腰

但長さ巷尺三寸

銘不知

縁頭鉄象眼唐草

目貫赤銅鳳凰

鮫白

柄糸黒片捻り

鍔鉄角木目

鍛冶銘妙珍

鍬銀着せ

切羽金着せ

鞘塗朱くるみ

下け緒紺平打

慶応三年二月二十日〜二月二十四日

袋唐棧縞

月日相分り兼候

紛失の品覚

一、拵付刀

老腰

身長さ式尺二寸五分

銘丹波守有道

鍰鉄雪笹形

縁頭赤銅石目金象眼

鷲模様

柄鉄色塗 鮫白

目貫赤銅亀に人物

金色絵

鉦切羽太銀着せ減金

鞘緒巻黒塗

鎗銀張り袋綴(ママ)

鴨目銅地減金

下げ緒御納戸糸

右は南

御番所様御掛り

右例の通入念取調、有無返答来る廿七日迄に無相違可申出候事

二月廿四日

名主所

今般押込盜賊等押入、盜賊捕押可訴出旨町触の趣、自然雜費を壓ひ、互見逃候義も有之候は、以の外に付、無益の町入用等不相懸、都て手輕に取計、訴の節町役人計加印致し、組廻りの者召捕候盜賊其外差送り候振合に准し、附添可罷出、且手廻り打殺し候分は、早速名主共罷越見届け、全盜賊に無相違、外に子細無之候は、檢使相願に不及、吟味相成候共、其品次第訴人共引合に不呼候間、其方相心得、捕押訴出候節并死骸取片付等は、町入用も下け可遣候間、去々丑年申渡置候通り其時々書上可致

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

卯二月

坂本町

名主 新助

品川町

同 庄左衛門

右北御番所にて被仰渡候

世話懸 名主共

近頃品々名目を付、仕法を組、連中を集、取退(ママ)無尽に紛敷義相催候者も有之哉に相聞、以の外の事に候、右は前々触申渡の趣も有之、此上右躰企致候もの於有之には、無用捨召捕、吟味の上嚴重に可申付間、心得違無之様可致旨、名主共支配限り早々可申通

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

卯二月廿日

品川町

名主 庄左衛門

外三人

右の通北於 御白洲被 仰渡候間、御組合限り月行事持場所共早々御通達可被成候、尤被仰渡書町々自身番屋へ張出し候様、御吟味所にて御沙汰有之候間、此段御達申候、以上

二月廿日

小口 世話懸り

世話懸 名主共

市中湯屋渡世のもの、新規は勿論、所替・模様替とも、町年寄共へ申立差図可請旨、去る巳年中相触置候処、近頃場末町々、又は類焼場の内には、有来候男女両風呂を一と風呂に致候もの有之由に相聞、右は前々より度々相触置候通り、男女入込湯難相成、男湯・女湯の差別相立、其段町年寄共へ可相届候、且薬湯渡世のもの義は、去午年申渡置候趣も有之処、追々猥に相成、男女入込にて、深更迄致渡世候もの有之哉に相聞、火の元のため不宜候間、都て右申渡の趣堅相守、不取締の義無之様いたし、同渡世の者相互に糺し合、入込湯致し候もの有之候は、可訴出、糺の上急度可及沙汰候間、心得違のもの無之様、名主共支配限早々可申通

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

卯二月廿日

品川町

名主 庄左衛門

外四人

右の通北於

御白洲に被仰渡候間、右渡世のものへ申談、請印御取置可被成候、御組合限月行事持場所共、早々行届候様御取計可被成候、以上

卯二月廿日

小口 世話懸り

此度新規砲兵并歩兵調所御取建相成候に付ては、小買物御用達御抱相成候積に付、相願度ものは名前取調有之候事

右の通陸軍奉行並衆より御懸合相廻り、従町

御奉行所被 仰渡候間、組々申通、右御用達御抱相願候もの有無、来廿四日迄に取調可差出候

二月

右の通被仰渡奉畏候、以上

卯二月廿日

小口 世話懸

是迄訴届け大里忠左衛門方へ被差出候処、同人病氣引込候に付、已来高橋藤七郎方へ可被差出候、以上

卯二月廿一日

南 定廻り

隱陽道職業致候輩は、土御門家支配たるへきは勿論に候処、近年甚乱雑に相成、陰陽道猥に執行候族も有之様相聞候、右躰心得違無之、土御門家より免許を受、支配下知堅く相守可被行候

右の通寛政三亥年相触候処、近来猶又猥に執行候もの有之哉に相

慶応三年二月二十日～二月二十五日

慶応三年二月二十日、三月朔日

聞、心得違の事に候、右触面の通、違失無之様急度可相心得候

二月

右の趣可被相触候

右の通被 仰出候間、町中不残入念可相触候

二月廿五日

町年寄 役 所

来る廿八日より両

御番所訴訟公事御聞被成候旨被仰渡候

但 御評定所の分は、追て

御沙汰可有之候

右の通、町中不洩様早々可相触候

卯二月廿六日

町年寄 役 所

本所羅漢寺

当卯二月廿日より五月廿日迄、御府内町中相對勸化

右相願差免候、紛敷ものに無之候条、此旨組合不洩様可申継候

右の通被 仰渡奉畏候、為御請と御帳に印形仕置候、以上

二月廿日

南北小口 年 番

右の通館市右衛門殿にて被 申渡候間、此段御達申候、以上

二月廿七日

神田 年 番

南北小口 年 番 名主共

是迄屋敷改にて取扱候御用、向後御作事奉行にて取扱候に付、只今迄屋敷改へ申立候願・伺其外都て御普請方役所へ申立候様可致候
右の通從町 御奉行所被 仰渡候間申渡候、以上

卯二月廿四日

南北小口年番

本石町

名主 伝左衛門

外式人

右の通館市右衛門殿にて被申渡候間、御組合中早々行届候様御沙汰御座候間、此段御達申候、以上

二月廿四日

神田 年 番 名主

一石橋并本材木町三丁目より細川越中守下屋敷前へ渡橋懸直普請に付、往還差留候事

右組々可申継事

二月廿八日

南北小口 年 番

組合の人宿并素人宿共諸奉公人請負候節、弥以入念欠落等無之様吟味可仕候、当前にて判賃專に致し、奉公人出所并欠落等の吟味も無之、請に立差出候族も有之候に付、欠落等不堪候、畢竟請人にも不埒故の事に候、前々相触候通、欠落は四、五人にも及び、筋悪敷出入有之人宿の分は、其町々名支配限遂吟味、書付封印致し、月番の番所へ可差出候、不埒の人宿有之外より相知候は、家主・五人

組・名主迄可為越度候事

一、素人共宿義、親類其外一切受に立間敷候、縦令親類たり共拾人

より外受に立候義仕間敷候旨、先達て申付候通可相守候、若拾人の外受に立候敷、欠落者・引込候もの有之、組合の人宿訴出候は

、吟味の上急度可申付候、銘々家主別て入念可相触候

一、諸奉公人召抱候節、主人方より請人の家主・名主方迄相尋、請印取可申候、尤家主・名主方にて所々より尋來候節、素人宿にて

請に立候義相違無之「一」無障旨可申遣候

一、惣て供廻り寄子共がさつ無之様前々より触置候処、不法のもの共有之候故、去る子年御仕置申付候処、其後は相慎候哉、當時於

供先にはがさつ・不法の義は先不相聞候へ共、程過候に随ひ若

不埒のもの有之候は、無用捨召捕、嚴重の御仕置可申付候間、前

々より触申渡の趣急度可相守候

但寄子共於供先に、鐘・長柄等投上げ、供立場広に致候義無

之様、兼て申付置候通り、弥以堅く可相守候

一、前々触置候通、陸尺共仲間と申義は無之処、国者知行抱の陸尺

共は駕籠を並へ置入不申、悪言等申類は不埒の義無之様相鎮

め、如何様成陸尺にても互に睦合、間際迄駕籠入させ候様請

人・口入のもの堅く可申付候

一、武家屋敷軽き奉公人・部屋寄子共の傍輩と申にも無之ものを差

置候義は難相成事に候、右の内には取逃・欠落又は博奕等致し

候者有之哉に相聞候に付、屋敷々々にても嚴重致吟味、不召抱者

一切不差置候筈に付、町方より差出候奉公人他の者部屋に差置間敷候事

一、諸家徒士・押足軽・手間中間・陸尺等、風儀不宜不埒の所業有

之候に付、文政三辰年已來度々右渡世筋のものへ申渡候趣、并陸

尺手廻り共入込と唱、寄子共請人を替、外屋敷より外屋敷へ被抱

候義は決て難相成旨、其外去る四年数ヶ条申渡の趣等、忘却致し

申間敷事

右の条々堅く可相守候、猶組合のもの例月番所へ届候義、弥以無等

閑相心得可申候、若相背におゐては、番組人宿共は家業取放し候

上、嚴重の咎可申付ものなり

卯三月

右の通奉公人請に立候者は不及申、其外町中不洩様可相触候

三月朔日

町年寄 役 所

申 渡

小口年番 名主共

此度御改革に付、三月朔日より両 御番所へ罷出候節、名主共羽織

袴着用可致候

右は 御奉行御差図を以申渡之

右の通相心得、早々組々申通候様被 仰渡奉畏候、以上

卯二月廿九日

南北小口年番 小網町

慶応三年二月二十九日～三月三日

名主 伊兵衛

平松町

同 弥左衛門

小柳町

同 庄之助

右は館市右衛門殿にて被 申渡候間、御組合限り急速行届候様御演
舌有之候間、此段御達申候、以上

二月廿九日

神田 年 番

学問所仰高門日講の義、朝四つ時より九つ時迄前々の通有之間、寛
政十二年相達候通り、聴聞のもの有之輩は、貴賤に不限、志心の
者は罷越候様可致候

右の通天保十二年相触候通、年曆相立近来不心得輩は有之哉に
付、前々相触候通り相心得、聴聞の志心の者は相越候様可致旨、尚
又向々へ可被達候事

二月

右の通御書付出候間、町中不洩様早々可相触候

三月朔日

町年寄 役 所

明二日より御評定所式日有之旨被 仰渡候

右の通、町中不洩様可相触候

三月朔日

町年寄 役 所

申 渡

公事訴訟人共出刻限の義に付ては、是迄數迄申渡候趣も有之候処、
兎角等閑に相心得、及遅参候故、自然夜分に相成、無益の失費等も
相懸候て、商売人の妨に相成、不都合の事に候、右は一鉢町役人共
心得方不行届様の義と相聞候間、以来申渡の趣急度相守、町役人共
精々世話致し、差紙等刻限無相違罷出候様可致

右申渡を不相用、向後於不参には、其品に寄、当人は勿論、町役人
共迄咎め可申付条、其旨兼て相心得、遲滞無之様可致候

一、公事人共御役所へ罷出候節、袴代・弁当代と抔と相唱へ、多分
の入費有之趣相聞、難渋人は右入用を厭ひ、難訴出旨にて打過候
ものも有之哉に相聞、左様にては有之間敷事に候、右等の義は町
役人共勤の本意を失ひ候故の義に付、以来心得違無之、下々迷惑
に不相成様厚心付可申候

一、訴訟人は朝六つ時を限可罷出事

一、公事合は四つ時迄に相揃可申事

右の趣已来流幣不致様、町々名主共急度可申渡候

右は従町

御奉行所被 仰渡候間、組合早々申通、不行届の義無之様急度可相
守候

卯三月

右の通被 仰渡奉畏候、以上

慶応三卯年三月三日

一と組 吉人宛 受 印

右の通館市右衛門殿にて被申渡候間、此段御達申候、御組合限早々
行届候様御通達可被成候、以上

卯三月三日

組合 世話懸

去寅十二月十五日以来

紛失の品覚

黒谷喜六所持の品

一、難波戦記 写本全巻

一、寛永太平記 同

一、岩淵伝記 式冊

一、村越伝記 同

一、紙張大文庫 巻つ

内勤用雑書入

一、桐本箱 巻つ

内四書 詩経 書経

春秋 蒙求

越後流 軍学伝書類 合本

甲州流

其外勤用雑書類

拾四品

西川宗敬所持の品

一、空色女小袖 巻つ

但丸に片はみ五ヶ所紋 裏紅

一、黒斜子桜模様女小袖

但笹りんどう五ヶ所紋 裏紅

一、松葉色絹女羽織

但紋所丸に片はみ、むそう裏

一、陣羽織 巻つ

但地合純子の類共可申品にて、(純カ) 豎藤の花成出し、裏 唐紗

一、黒羽二重男袷小袖 巻つ

但紋所角九曜

裏 御納戸絹

一、緋羅紗女紙入 巻つ

但銀無垢の龍金もの、鏡付、内に銀はし一ぜん入

一、女紙入 巻つ

但紹縫、松に鶴

一、銀印籠 巻つ

但女持、桔梗の紋付、片面猪の彫

一、かつさい袋

但経文其外書付類入

一、厥陰症(証)口訣 写本 巻冊

吉益方

一、九散方 同 巻冊

慶応三年三月三日〜三月十四日

一、学正支解 写本 巻冊

但右書冊の内、西川宗敬・渡辺宗敬と書記も有之、并に朱印にて

記置候部も有之候

一、式人物采葉の図掛物 大 巻幅

但絹表具 墨絵

一、神農扁鵲仲京日の三幅対

但絹地紙表具 好哦画 墨樵讀

一、月窓神農 同 巻幅

一、鐘馗画 同 巻幅

但清川院朱書画

一、董其昌石摺 折手本 三本

ノ五拾五品

右は北

御番所様御懸り

三月 八日 御達

三月十八日 返答

右の通蜜々取調、似寄の品有無共、返答日限無相違可被申出事

三月十四日

名主

当三月十二日以来

紛失の品覚

一、拵付刀 巻腰

身長式尺四寸位 無銘

但肥後作と唱候由

柄糸紺糸にて片手巻

縁頭真鍮石目

目貫鉄色絵、丸形の内五三の桐の彫

鮫白

切羽銅小刻み

鍮金減金

栗形角

鴉目金減金

鍔鉄丸形撫角潜り龍の形

鍮真鍮石目

鞘栗色いちく塗

下げ緒鼠平打

柄袋黒羅紗

鍔掛鼠羅紗

一、合口脇差 巻腰

身平打 無銘 長八寸余

柄糸絹にて片手巻

但目貫鍔切羽無之

目釘銅鉾形

縁頭角 鍮銅

慶応三年三月十四日〜三月二十四日

栗形角 鴉目金減金

鐘角 鞘桜皮塗

下け緒紺糸丸打

小柄銅石目の内にて赤銅、色絵にて矢に鮫の彫

但小刀付

右は北御番所様御懸り

三月十七日 御達し

同月廿七日 返答

右紛物御触書写之、其町々蜜々取調、否哉当日迄可被申出もの也

三月廿四日

名主

覚

一、麒麟丸御船 式艘

一、御関船 三艘

一、小甲御船^(早カ) 九艘

一、鯨御船 式艘

一、御扶立御船 式艘

一、御茶子御船 壹艘

一、御雪船 壹艘

一、伝馬船 壹艘

一、千代路御船 九艘

一、御樓船 拾艘

メ

右川船々御損しの分、不残御廢止に付、在来の義御弘に相成候間、入札町触の儀去る十九日触置候処、日限差支の義有之相止、替て明後三日より五日の間、望の者は晴雨共朝五つ時より八半時迄の内、安宅御船蔵へ罷出、一見致し入札可致候
右の通、町中不残可相触候

四月朔日

町年寄 役所

世話懸 名主共

於市中手負・行倒其外都て檢使見分事并出火に付、組のもの出役の節、仕向致候義は勿論、時刻至り候とも酒喰差出、前以右様の用意致候義は有之間敷事に候、以来右出役の同心・小ものに至迄弁当持參致候間、湯茶の外仕向け間敷義決て致間敷候、右被 仰渡の趣不洩様早々可申通旨被 仰渡奉畏候、仍如件

卯三月七日

大伝馬町 名主 勘ヶ由

外四人

右は北御番所御年番所にて被仰渡候間、此段御達し申候、以上

卯三月七日

小口 世話懸り

出火の節火元調書

浅草通り

慶応三年三月七日〜三月十四日

浅草御門内

自身番屋

下谷通り

伊勢町河岸統

道場橋際

自身番屋

本郷通り

筋違御門内

須田町角

自身番屋

小石川
牛込
市ヶ谷
通り

三河町壱丁目

自身番屋

自身番屋

四谷
赤坂
通り

鍛冶橋御門外

自身番屋

自身番屋

青山
麻布
通り

数寄屋橋外

自身番屋

自身番屋

品川辺

京橋角

自身番屋

深川辺

深川佐賀町

自身番屋

本所辺

深川六間堀町

自身番屋

右遠火にて小火の分は、右番屋へ持参の事

卯三月七日 御達し

世話懸

名主共

出火拾間以上焼失の節、絵図為取調、組のもの差遣候処、以来組のもの差遣候義相止候間、組合名主共立会、間数等取調の上、火元のもの召連、月番の奉行所へ可訴出候
右の通被仰渡奉畏候、以上

卯三月十四日

組々 世話懸惣代

品川町

名主

庄左衛門

鯉河橋谷町

同

次右衛門

慶応三年三月十四日、四月二十九日

右の通今日北

御番所御当番所におゐて被仰渡、此段御達申候、以上

卯三月十四日

組合 世話懸

近来在方浪人もの杯を留置、百姓共武芸を学び、又は百姓同士相集、稽古致候由相聞、農業を妨候計にも無之、身分忘れ氣かさに相成行候基に候へは、堅相止め可申候、勿論無謂して武芸致師範候もの杯、猥に村方へ差置申間敷候

一、百姓共の内、江戸町方火消人足の身躰を機、出火に事寄、大勢

にて遺恨有之もの杯の家作・家財を打毀、或は頭分と唱組合を

立、喧嘩口論を好候もの有之由相聞、甚以不埒の事に候、急度相

慎風義宜敷可致候

右の通天保十亥年相触置候処、近来心得違のもの多有之趣に候、向

後天保度触置候趣堅く相守、猥に武芸いたし、又は修行者等留置候

儀致間敷、依て万石以上農兵取置、劔術稽古等為致候面々も候は

ゝ、其場所々に応し在方懸り御勘定奉行並へ問合候様可致候

右の通関八州御料・私領・寺社領共不洩様可被相触候、尤御府内に

おゐても百姓・町人共、猥に武芸の弟子に致間敷候

右の通可被相触候

三月

右の通御書付出候間、町中不洩様入念可被相触候

三月十九日

町年寄 役所

此度

御国喪に付、鳴物停止の処、御百ヶ日御法会も被為濟候に付、此節

より海内鳴物不苦候

右の通去る八日於京地に相触候間、此段相達候事

四月

右の通御書付出候間、町中不洩様入念可被相触候

四月十七日

町年寄 役所

市中商人共為融通と、御貸渡相成御貸附金の内へ、差加相願度もの

は、勝手次第御貸附会所へ可申出候

四月廿一日

町年寄 役所

申渡

町方持草蒔場所、何れより何れ迄間敷絵図面に認、且蒔草請負人名

前・宿所并手当等向も有之候は、其訳巻組毎に巨細に半紙縦帳に

相認め、廿七日迄に無遅參可差出候

前書の通組合中例の通早々可申通旨被仰渡奉長候、為御請と御帳に

印形仕置候、以上

慶応三卯年四月廿日

南北小口年番

本石町

名主 伝左衛門

町年寄 役所

平松町

同 弥左衛門

通新石町

同 善左衛門

右は昨廿八日樽俊之助殿にて前書の通被仰渡候間、此段御達申候、

御返答の義は、明晦日初音へ寄合席へ御持參可被成候、以上

卯四月廿九日

組合 年 番

卯三月十一日以来

紛失の品覚

一、拵付脇差、中身無銘、其尺式、三寸位、表裏樋荒神朱入、頭角、

鐔赤銅木香形、縁赤銅斜子真鍮縁取、目貫梅の木四分一花金減

金、鞘蠟の鮫白、柄糸紺□、鉦金減金、切羽同断、鷄目同断

小柄赤銅唐獅子高彫、小刀銘不弁、下け緒浅黄平打

一、拵付脇差、中身老尺式寸五分位

但在銘肥前忠吉作、縁赤銅雲形彫、頭鉄横□筋入、鷄目赤銅

目貫虎金銀摺へかし、鮫白、柄糸黒、木圍□銀、切羽真鍮、鞘地

黒将其木重

塗出し 鐙鉄象眼也、鉦金着せ、鐔鉄木香角、小柄鉄金銀子鳥、

小刀共鷄目金減金、下け緒黒平打

右は南

御番所様 御掛り

慶応三年四月二十日〜五月十七日

御達

四月廿七日

右御触紛失物御達に付、例の通□々入念取調有る、来五日迄相違

可罷出事

五月三日

名 主

覚

外国人御府内近郊出行の砌、芝居・料理茶屋其外人集致候場所へ立

入候義御差許相成候に付、罷越候は、相当の価請取、見物為致、又

は酒食差出候義不苦候間、不都合の義無之様可致候

右の通、町中不洩様可知触もの也

卯五月

右の通従町御奉行所被仰渡候間、其筋渡世の者は勿論、所々迄不洩

様入念早々可相触候

五月十二日

町年寄 役 所

右の通御達に付相達候間、例の通順達可被致候

五月十四日

名 主

別紙の通御目付新庄右近さまより御達に付、則写相達候

右御達書の趣を以、持場絵図面其外取調可被差越候、一紙絵図面仕

立方、且其筋へ差出し方の義は、当屋敷にて取計可申候、依之此段

御達申候、以上

慶応三年四月〜五月十七日

卯五月十七日

高力下総守内

八幡熊之丞

小松胤藏

日高正兵衛

四谷塩町老丁目

糺町拾壹丁目

行事中

別紙

四谷御門より市谷牛小屋木戸際迄、御堀土手草苺場、何れより何れ迄、右持場に御札、間数等絵図面に相認め、早々御差出可有之候、且草苺請負人名前・宿所并手当向等も有之候は、其訳御認め、同様御差出し可有之候依之御達申候、以上

五月十五日

新庄右近

高力下総守殿

追啓、其辻番所組合中へも相達、本文の趣一紙絵図面相認め御差出可有之候

関東村々 御拳場・御鷹捉飼場共、当分御用無之候、尤追て相達

候、不取締の義無之様可取計旨、御代官へ申渡候間、其旨可相心得候

右の趣関東筋村々

御拳場・御鷹捉飼場、御料・私領・寺社領共不洩様可相触候

右の趣可被相触候

四月

右の通御書付出候間、町中不洩様入念早々可被相触候

卯四月

町年寄 役所

覚

元神奈川奉行支配 組頭勤方

菅沼 輔

右錠輔義、改易被仰付、家作上り候に付、御払相成候間、糺のもの明後八日見分、翌九日晴雨共四つ時、奥掛り御作事方定小屋へ入札持参可致候、此旨町中不殘可相触候

五月七日

町年寄 役所

申渡

町火消式番組の内 も組人足

弥左衛門町 豊吉店

金五郎

同

山王町 清三郎店

鉄五郎

同断

惣十郎町 幾右衛門店

栄蔵

呉服町 安兵衛店

仙太郎

其方共義、去寅年正月十五日夜五つ時頃、弥吉義甚左衛門方へ罷越、及強談候旨、自身番屋へ為相知候に付、相詰居承り早速駈付候処、右弥吉義、刀の柄へ手を懸け候様子に付、横合より金五郎義駈付、鉄五郎・栄蔵も引続欠付、右三人にて取押へ候段、此程嚴重の町触厚く相守、神妙の義に付、右の趣申上、為褒美と、金五郎へ鳥目五貫文、外式人へ三貫文つ、為差遣す

申渡

青物町

家主 徳兵衛

同町

抱番人 六兵衛

同町

家主 太兵衛

同 平兵衛

同町

書役 由兵衛

同町

抱番人 与助

町火消壱番組の内

い組人足

其方共義、去寅二月四日昼九つ時頃、自身番屋へ相詰居候節、川越三之助刀を抜、立騒ぎ候を見受、不取敢立出候へは、右刃を振廻し難近寄候間、六尺棒を以打倒し、徳兵衛・六兵衛重立、太兵衛四人は引続、一同にて取押へ候段、此程嚴重の町触厚相守神妙の義に付、右の趣申上げ、為褒美と徳兵衛・六兵衛へ鳥目五貫文つ、太兵衛外四人へ同三貫文つ、為取遣す

右の通南於

御番所被 仰渡候間、其旨相心得、例の通、町々自身番屋へ張出し置候様被 仰渡奉畏候、為御請と御帳へ印形仕置候、以上

卯四月廿三日

南北小口年番

壱式番組

拾壱番組

請印

市中(活カ)活券地、或は寺院門前・納屋・明地内其外、別手組、又は其向にて見張屯所御取建相成候ては、地主共へ相当の御手当被下可然哉に付、地代金老坪当何程にて相当可有之哉、尤相對貸地とは訳違ひ候間、相当に取調御申聞有之度事

右は其筋より御懸合有之、町御奉行所より被 仰渡候間、市中の内

卯五月

慶応三年四月二十三日、五月三日

慶応三年四月二十四日〜五月三日

前書類例有無、当日迄に巻組限り無遅滞取調可差出候

五月三日

南北小口 年 番

一、同百四両三分巻朱也

本郷春木町三丁目

伝兵衛地借 佐 七

申 渡

湯島横町

一、金百七拾七両貳分三朱也

善七地借 藤右衛門

一、金六拾三両壹分貳朱也

同町上貳丁目

家 持 平右衛門

同所三組町

一、金百五拾両貳朱也

家 主 利 八

一、金七拾八両貳分

牛込揚場町

店支配人 三九郎

本郷春木町

一、金百八拾両貳分貳朱也

佐次郎地借 新三郎

一、同七十三両貳分

市谷田町下貳丁目

家 主 彦兵衛

市谷田町下貳丁目

一、百三拾両貳分

家 主 儀 八

一、同七拾壹両壹分

同町老丁目

家 持 金兵衛

市谷八幡町

武兵衛地借清三郎京都住宅に付

一、金七拾両貳分

同所八幡町

武兵衛地借 平右衛門

一、金百三拾六両壹分

店支配人 市右衛門

一、同七拾両三分貳朱也

市谷七軒町

家 持 善五郎

市谷船河原町

家 持 作兵衛

市谷田町上貳丁目

家持市右衛門、幼年に付

一、金六拾九両壹分

同所田町上貳丁目

家 持 重兵衛

一、金百拾五両三分

後 見 直五郎

一、金六拾五両貳分

同 町

惣兵衛店 市兵衛

同 町

一、同百五両三分

同 吉兵衛

一、金六拾三両

牛込揚場町

久太郎地借 市兵衛

一、金六拾兩三分 家主 伝右衛門

湯島六丁目 家持 嘉兵衛

一、同六拾三兩三分 同 新兵衛

一、金五拾五兩壹分貳朱也 同 卯兵衛

一、金五拾三兩貳朱也 同 卯兵衛

一、金五拾兩也 同 卯兵衛

一、金五拾三兩貳朱也 同 卯兵衛

一、金八拾四兩也 同 藤右衛門

一、金五拾兩也 同 平左衛門

一、金八拾兩壹分貳朱也 同 久兵衛

一、金五拾兩也 同 増兵衛

一、金六拾兩三分 同 又 吉

一、金六拾六兩壹分

其方共義、近頃米価諸色高直に付、去寅年中居町所持地面又は最寄町々地借・店借其日稼難洪のもの、或は家主・書役・番人・鳶人

足、且平日出入致候もの并に非人等へ施差出候段、一同寄持の義に付、右の趣申上、為褒美藤右衛門・利八・金三郎・善五郎へ銀七枚

つ、市右衛門・儀八・直五郎・吉兵衛・定七へ同五枚つ、平右衛門外貳拾人へ同三枚つ、為差遣す

右の通南

御番所にて被 仰渡候間、此段御達申候、以上 四月廿四日 南北小口 年 番

今度外国人御府内近郊出行の砌、芝居・料理茶屋其外人集致候場所へ立入候義、御差許相成候に付ては、以後芝居・料理茶屋・店等へ

相越候は、其度々何国の異人何人と申義并酒食遣高等、拙者共の内筆頭へ向け、翌朝迄に届け被申越候様致度御沙汰も有之候に付、

此段相達申候

但右場所々へ罷越、其節事替り混雜の義有之候は、早々可被申越候、且行事持の場所へも前書の趣不洩様御申通可有之候、以

上 卯五月 南北 三廻り

慶応三年四月二十四日〜六月十八日

慶応三年五月二十七日～六月十八日

右の通御書付御渡相成候間、此段御達申候、早々行届候様御取計可被成候、以上

六月十八日

小口 世話懸

右の通御達有之候間、酒喰又は異変候義有之候は、其段可被申聞候、以上

五月廿七日

名主

去る四日已来

紛失の品覚

一、葉籠

壱 っ

但金唐革にて包

むそふ引出し五つ附有之

小縁紫檀印籠蓋

内に

一、キヤマン小瓶

拾五本

一、紫檀小箱

六 っ

一、膏薬箱

壱 っ

一、紫檀棗

三 っ

但大壱つ、小貳つ

一、卦算

三 本

但鉄刀木

一、葉秤

壱 っ

一、鋏

壱 挺

一、鉄膏薬篋

壱 本

一、紺純子葉籠三面復(純カ)

壱 (ママ)

但張貫

一、同葉包紙入たとふ

壱 っ

一、葉籠包服紗

壱 っ

但表唐紗更

裏浅黄縮面

一、胴メ

壱 っ

但浅黄絹真田

賀□物真録

右は北御番所様御懸り

六月 八日 御 達

六月十五日 返 答

右御触紛失もの御達に付、相達申候、例の通り密々入念取調、有無共十五日迄可申出候、以上

六月十二日

名 主

来る十二月七日より兵庫開港、江戸并大坂市中へも貿易のため外国人致居留候筈に付、諸国の産物手広に搬運(ママ)、勝手に可遂商売もの也

右の趣、御料・私領・寺社領共不殘可相触もの也

六月

六月廿二日

町年寄 役所

右の通御書付出候間、町中不洩様可相触候

六月七日

町年寄 役所

今度当地陸軍伝習御引移相成候に付、三兵為修行と途中隊供を立、品に寄教師同道にて当地近傍出行候義も有之候、且右は西洋の式法に寄、鞘無之刀・鎗等を携罷出候に事に付、此段可申渡置候事

但明十日四つ時騎兵隊横浜表より当地へ引移候事

右の通御書付出候間、町中不洩様入念早々可相触候

六月九日

町年寄 役所

安政度吹立候式分判の義、新金にて引替可申旨、去る丑年中相触置候へ共、兎角引替方等閑に付、向後世上通用停止たるべき候、就ては引替為御手当と、百両に付式拾兩被下、天保度吹立候式朱金の義、兼て相触置候通り、世上通用停止は勿論、引替御手当の義、是迄百両に付六拾兩の処、九拾兩被下候間、右式分・式朱金兩様共所持のものは、早々引替可申候、右様格別の増歩被下候上は、速に引替可申候、若此上貯置候敷、又は不正の取引致候族有之候におゐては、御取上げ、急度咎め可申付候

右の通御料は御代官、私領は領主・地頭より不洩様可被相触候

右の通可相触候

慶応三年六月七日〜七月四日

先達て申出候前々町屋敷並屋敷、御支配違のものと町人讓受・讓渡等の節、御月番御番所へ御添翰相願、屋敷改へ罷出候処、右は今般御普請方御役所へ申立候様可致旨申渡候に付ては、寛政度願濟上水道造等の義、直に御普請方へ願出候趣を以、右町屋敷願同等の義も御添翰不相願、御普請方へ罷出不苦義候哉の義相伺ひ候へ共、既に天保度被 仰出の旨も有之、自然不取締の義出来可申、不都合に付、是迄の通り相心得候様可致候

但御支配違のもの所持、御支配違へ讓渡・讓受等は、是迄前々仕来の通り可相心得候

右は南

御奉行所依御差函に申渡之

卯六月

右の通被仰渡奉畏候、以上

卯六月十八日

南北小口 年 番

覚

一、今日外国惣奉行朝比奈甲斐守殿、町奉行兼帯被仰付候に付、此旨為相知候

右の通、町中不洩様、早々可相触もの也

七月四日

町年寄 役所

慶応三年七月五日〜七月二十五日

枘直段当卯年より五ヶ年の間、最前割増の上へ猶三割増、都合八割

増を以、老升枘老授に付、銀拾匁四分四厘つ、其外大小の枘右直
段に応し売渡候様申付候、尤紛敷枘堅く取扱申間敷候、此旨町中可
触知もの也

卯七月

右の通、町奉行所より被 仰渡候間、町中不洩様早々可相触候

卯七月五日

町年寄 役 所

当七月六日已来、左薬指老寸五分程被切落候もの

右は不届有之逃去り候ものに付、町医師其外療治致候もの共方、密
々入念御取調、右似寄の者療治相頼候敷、及見聞候は、跡付致
し、又は手段を以宿所承り、早々拙者共の内山本兵太夫・三井金十
郎方へ御申越可給候、已上

七月六日

北 廻り役

市中にて花火相放し、玉火屋根上へ落、火の元にも拘り候間、兼て

被仰出候義有之、殊に

御留守中にも御座候間、御申合御差留有之候様御沙汰御座候、此段
御申合御達し可有之候

卯七月

北 隠蜜廻り

右の通御書付御渡被成候間、御組合限り早々行届き候様御取計可被
成候、此段御達申候、以上

七月十一日

小口 世話懸り

右の通御達申候、以上

七月十五日

組合 世話懸

外国人市中遊歩の節、故もなく礫を打、其外不法の義仕掛け候もの
有之候に付、是迄度々相触置候趣も有之候に付ては、不法の義等無
之筈に候処、兎角右触面の趣をも致忘却候哉、粗暴の挙動致候もの
も有之趣相聞、以の外の事に候、以後右牀のもの有之節、不得止事
懷より外国人共必及発砲可申筈、御国人の内不法の所業不及もの
共、それ玉に当り怪我等致候ては不容易義に付、決て右様の義無之
様、町役人共迄嚴重可申渡候、若取用不申、礫を打候もの有之候は
、兼て相触置候通り無用捨召捕、其筋へ可差出、万一見遁又は致
等閑に置候におゐては、其所町役人へも急度咎め可申付候間、其旨
相心得、末々に至る迄、心得違無之様嚴重に可申付候
右の通御書付出候間、町中不洩様入念早々可相触候

七月廿三日

町年寄 役 所

近年諸国産物運送差滞、物価騰貴*ふつかとうきより弥増*まいよくまし*、国用不便利に付、右為
取締と、江戸・大坂両所へ御国産役所御取建相成、右於両所に荷
主共より諸問屋へ相送り候所々送状に引合相改、致奥印相渡、売
捌方の義は、是迄の通り取計、其外湊々の義、御料は支配役所へ、
私領は其役場の奥印を、両所の外へ着帆の分は、御国産改役所へ荷

物員数出入共可相届候

右の趣、江戸・大坂并諸国御料・私領・寺社領共不洩様可被相触候

七月

右の通り去る八日於京都相触候間、可被得其意候

右の通御書付出候間、町中不洩様入念早々可相触候

七月廿五日

町年寄 役所

今般外国人御触の義は、不容易御所置に付、銘々自身番屋詰合の者共嚴重に相心得、若異人へ対し不法のもの於有之には、無用捨取捕へ、月番の番所へ可訴出旨、町役人共へ御沙汰有之候段

朝比奈甲斐守様両

御奉行様御立会、北

御番所御白洲にて厚御演説の趣御座候間、急度取締相立候様可被致候、若相背候もの有之候は、其所町役人共迄、吟味の上、嚴重の御仕置被仰付候哉も難計、此上御趣意の趣、重立候家主共へ急度可被申付候、若相背及不法候は、外国人共及砲発候義有之候ては、不容易義に付、一同行届候様銘々店々のものへ、忝人別に得と申論、店連判取置、明朝日無相違可被差出、依之此段御達申候、以上

七月晦日

名主

小網町三丁目

家主 愛次郎事 周 藏

慶応三年七月二十五日〜八月六日

長浜町式丁目

栄吉地借 平右衛門

右愛次郎父周藏并平右衛門より、七ヶ年已前文久元酉年五月中、御府内往還・横町・新道・広場・河岸通・橋詰、右の□八ヶ所へ会所補理、農方より聊宛の下掃除代受取、右会所其外諸入用仕^{マツ}、冥加金上納仕度段、北

御番所へ御訴訟仕、追て御沙汰に相成居候処、前書周藏義致病死候に付、去寅十一月中御願下け致、尚引続同様の義、悴愛次郎事周藏外忝人より、去寅十二月中御訴訟仕候、然る処右願は廉相直し、両便所相止、小便所而已前書の通取建、是迄持主有之分共一手に支配致度、右に付農方より聊宛の下掃除代受取、会所其外諸入用相賄、冥加筋申立、七月六日愛次郎事周藏外忝人より、北御番所へ再御訴訟仕候、右に付市中差障有無取調の義、樽俊之助殿より被申渡候間、御組合御支配限り、月行事持場所共御取調、差障有無御書取、半紙豎帳に御封書にて、来月十日迄に本町亀の尾へ無相違可被遣候、此段御達申候、以上

卯七月廿七日

小口 世話懸

去廿五日已来紛失の品覚

一、刀 忝腰

但無銘 長式尺三寸五分

鞘うるみいしく塗 柄革卷

慶応三年八月四日、八月六日

縁頭鉄無地 鐔鉄木爪形(瓜丸)

牡丹花 鎗袋黒羅紗 下け緒鼠紺打交せ

七月廿日已来紛失の品

一、野蠶 紅掛花色縮面紋付 裾衣地引返し女小袖

但紋処丸に抱者荷(若丸)五つ処紋、裾に水盤盪の縫模様有之

一、鼠返し小紋縮面紋付 裾衣地引返し付女小袖

但紋処同断 裏紅絹 袖口黒編子

去廿三日以来紛失の品

一、拵付刀 壹腰

中身長貳尺三寸五分 銘(ママ)

縁頭銀四分一波の彫

目貫銀にて鷹の彫 赤銅鷹の彫組合せ

鐔鉄鞠形鍔目有之 柄糸紺花 柄巻下 鮫白 切羽金着せ

鍔金焼付 鞘黒青貝檀欄姿造 下け緒色茶白織込

一、拵付刀

中身長壹尺六寸 銘河内守 縁頭鉄□切々有り

目貫赤銅丑の彫 鐔鉄丸形波の彫

柄糸黒 柄巻下 鮫白 切羽 鍔銅

鞘黒いち／＼塗 下け緒色御納戸

右御触紛失物御達に付、写し相達候間、例の通密々入念取調(可脱カ)有之

候、返答明日中無相違可被出事

八月六日

名主

関所通方の義、前々より御規定の趣も有之候処、今般御変革被仰

出、婦人通し方の義も、惣て男子同様の振合を以相通、是迄印鑑引

合通行の分共、已来は其義に不及候

右の通從 町御奉行所被仰出候間、町中不洩様入念早々可相触候

八月四日

町年寄 役所

申渡

小口世話掛 名主共

今般御関所通行の義、御変革被仰出、婦人通行の義は、惣て男子同様の振合を以通行可致旨、御触被仰出候、就ては男子の分は、已前の如く、家主調印手形を以、御関所通行相成候に付、以後婦人通行

の義も同様は勿論に候へ共、女性の義に付心取違有之候(得カ)ては、以の外に候間、以来別て旅行・帰着共家主へ相届け、御触面の趣心得違

無之様、名主共支配限々人別に申聞置候様可致候、若所用有之婦人

旅行の義、往先承り札、家主調印手形無延引、当人へ相渡可申候、

尤出立致候は、其都々の名前・出先等、月番の町年寄へ相届け可

申候、右御奉行所へ相伺、其上申渡候間、其旨可相心得候、尤組合

中不洩様早々可申通候

卯八月

卯八月

右の通り被仰渡奉畏候、為御請と御帳へ印形仕置候、以上

卯八月四日

南北小口 世話懸り

新軍屋町

名主 定次郎

村松町

同 源 七

檜物町

同 又右衛門

雉子町

同 市左衛門

右の通り喜多村又四郎殿にて被申渡候間、此段御達申候、以上

八月四日

小口 世話懸り

世話懸り 名主共

御上洛御留守中、神事祭礼の義に付、町々心得方申渡候趣も有之
処、山王祭礼其外、例年の通り神輿而已通行致候義は、別当神主よ
り寺社奉行へ願出候へは承り届け、尤右の外大行成義は勿論、不取
締成義等決て無之様嚴重申渡有之候間、氏子のももの等も右祭礼神輿
通行に事寄、大行成軀相聞候におゐては、急度可及沙汰候間、心得
違無之様、名主共支配限り不洩様申聞候様可致候
右の通被仰渡奉畏候、仍て如件

卯七月廿八日

本町

名主 文右衛門

右の通北 御番所於 御白洲被仰渡候間、此段御達申候、以上

七月廿八日

小口 世話懸り

右御達申候、以上

八月六日

組合 世話懸り

町々^(活カ)活券地の内、地位上・中・下、老坪当^(活カ)活券金高并地代銀共、別
紙の通二組合にて上・中・下三廉に書分け、急速取調可差出旨、北
御番所にて秋山久蔵様・松浦安右衛門様被仰渡候間、御組合限り
御調書御封、来る十一日迄に無相違本町亀の尾へ御差出し可被成
候、此段御達申候、以上

八月七日

小口 世話懸り

何番組

地位上の場所

何角敷
何軒目敷

^(活カ)活券金

老坪に付

何程

同断中の場所

同断

同断下の場所

同断

何番組

慶応三年七月二十八日〜八月七日

慶応三年八月五日、八月十八日

地代天保度書上に不拘当時金

表老坪に付

但上の場所 銀何程

中の場所 銀何程

下の場所 同断

右の通御座候、以上

八月

何番組

北人足改 松浦弥三郎

代り 金子恒三郎

右は今二日北 御番所御年番所にて被 仰渡候間、此段御達申候、御場持へ御通達可被成候、以上

卯八月五日

神田 年番

覚

南飯田町・上柳原町地先埋立地

一、千百拾坪

右は是迄町会所附請負地の処、今般右地所買下け被仰付、右代金を以、窮民御救筋御入用に相成候間、望のもの南飯田町自身番屋へ相断、場所一覽の上、代付致し、入札可差出、尤両三人組合候分も見込次第、右買下け代金にて相当の当金相納め、残金年賦に割合相納候ても不苦候間、右の心得を以、来十一日九つ時迄に入札持参南

御番所へ可罷出もの也

右の通り、町中不洩様早々可相触候

八月七日

町年寄 役所

来る十六日より於増上寺に御法事有之候間、町中火の用心の義、昼夜共弥入念、家持は不及申、借屋・店借裏々迄、名主・月行事切々見廻り、急度可申付候、勿論御法事中表の間数に応し手桶に水を入出し置、海道の掃除可仕候、并喧嘩口論万事物騒ヶ敷事無之様可致候、此旨町中不殘可相触候

八月

右の通被仰渡候間、町中入念急度相守、少も油断有間敷候

卯八月十一日

町年寄 役所

覚

一、楠 四拾石九斗余

右は陸軍所に相貯有之、当時御入用無之候に付、御払相成候間、望のものは明廿一日四時小川町陸軍所へ可罷出候

但入札の事

八月十八日

名主

去廿六日夜

紛失の品覚

一、拵付刀 壹腰

但鬱金木綿袋入有之

身無銘、長さ式尺四寸七分

縁頭鉄斜子

目貫銅權形

鮫白 柄糸黒

鐔鉄撫角 山に人物彫有之

両櫃銀にて埋有之

切羽減金二重 鉦銅

鞘蠟色 鴉目減金

下け緒革色糸打

一、拵付刀 壹腰

身無銘 長さ式尺程

頭鉄縁四分一山道彫有之

目貫管懸松

鮫白 柄糸茶黒革袋懸け有之

鐔鉄丸透し真鍮唐草

象眼両櫃有之

切羽減金 鉦銅

鞘刷毛目ぬり

鴉目減金

下け緒革色糸打

×

当八月朔日夜

紛失の品

一、拵付 壹腰

但身長さ式尺寸程

広正銘有之

柄糸小倉鼠

鐔鉄丸上下龍

鮫二の切目

目貫赤銅

切羽金減 鉦銀きせ

鑑四分一人物彫有之

栗形鼻毛通し

鞘いちく塗

縁鉄赤銅龍色絵

×

一、拵付刀 壹腰

但身長式尺程 無銘

柄うるみ革

鞘仙台しほぬり

鑑鉄虎形

慶応三年八月二十五日

慶応三年八月二十一日〜九月六日

鍔鉄木爪形(瓜力)

縁頭うつ巻

下け緒革茶色

メ

一、拵付刀 沓腰

但身長さ式尺式寸五分程

無地金物半太刀作り 地赤

鞘いち〜塗

柄糸茶

目貫龍

鮫白二の切

切羽銀着

緇素銅

メ

右南

御番所様御掛り

八月廿五日 御達

同月廿八日 返答

卯八月廿五日

名主

海外諸国へ学科修業、又は商業のため相越度志願のものへ、御免の

印章相渡候に付ては、印章受取候節、於当地は外国奉行・神奈川奉

行、長崎・箱館表におゐては其所の奉行へ手数料可相納候、納方の

義は印章相渡候旨申達候旨候

右の通可被相触候

八月

右の通御書付出候間、町中不洩様可被相触候

八月廿一日

町年寄 役所

覚

小石川養生所附上納地
芝永井町代地

表田舎間 五尺五寸
裏巾同 五尺三寸五分

裏行同 南拾貳間三尺壹寸
北拾四間四尺四寸

此坪数七拾貳坪余

右地所上納請負地に被仰付候間、望のもの飯倉町五丁目自身番屋へ

罷越、地所見分の上、町役諸人用見込、沓ヶ年上納金印封に致し、

来る十五日五つ時南 御番所へ持參可致候

右の通、町中不洩様、早々可被相触候

九月朔日

町年寄 役所

覚

一、浅草三好町統地先植物御用地、裏沓坪に付、裏沓坪に付何程

一、同所天王町 地先同断

表壱坪に付 何程

裏壱坪に付 何程

右は是迄植物場有之候処、今般右地所御払下げ相成、町屋家作取建候義御免相成候間、右町自身番屋へ相断、一覽の上壱坪当り直段書付致し、来十七日同所黒船町正覚寺におゐて開札の積に付、同日朝五半時迄に刻限不遅様入札可被致候

卯九月六日

町年寄 役所

申渡

神田明神祭礼出し印差出候

壱番より三拾六番迄

町々 名主共

当九月十五日神田明神祭礼の義は、前々の通り神輿而已通行御聞届に相成候へ共、御上洛御留守中に付、出し印・踊練物等差出し候義は不及申、其外不行義成義決て無之様嚴重に被仰渡候間、此旨可相心得、右の趣祭礼町々組々不洩様可申継候
右の通り、町
御奉行所被仰渡候、此段申渡候

卯九月

右の通私共支配町々地借・店借裏々迄、壱人別に可申聞旨被仰渡候間、為御請と御帳に印形仕候、以上

慶応三年九月六日〜九月十二日

卯九月七日

祭礼町々 名主

右は喜多村又四郎殿にて被申渡候間、此段御達申候、御組合限早々御申通可被成候、以上

九月十二日

小口世話懸り

申渡

三田同朋町 和吉店

鉄五郎

其方義十一才の*みきりより*、町方奉公住致し、能々主人の申付を相守、十九才迄九ヶ年の間実躰に相勤候処、父重五郎義中風相発、身躰不自由に相成、稼も出来兼候に付、主人方暇取、父商売を早朝より出入屋敷へ青物売に罷越、立歸り候へは看病手厚致候へ共不相届、壱両年相立病死に付、毎月忌日には墓参り致罷在、其後母くに両人暮相成候処、孝養を尽し、別て両三年已前より、くに義病身に相成候に付、毎朝早く起出喰事拵は勿論、留守の差支に不相成様、諸事心を附、為給候上稼に出、商ひ仕廻候へは、直に立歸り、聊成共老母へ苦勞を不懸様いたし、たとへ一錢にても一存に遣ひ捨不申様心掛け、得意先にて菓子杯貰受候節は、大切に持歸り、母へ為給、好候品は求め遣し、夜分は傍を不離、寝付候迄撫さすり、免角氣分を慰め、別て近頃は老病にて折々打臥候義も有之候に付、葉用手当致し、神仏へは病氣全快祈願致し、容躰不宜節は家業休、傍に付添、無油断看病致し、年来孝養を尽し候段、寄持(持力)の義に付、為

慶応三年九月二日〜九月十三日

褒美鳥目七貫文とらせ遣す

卯九月

右町役人

右の通北於

御番所被仰渡候間、勸善教諭の為、自身番屋張出し候様可被致候

前書の通被 仰渡奉畏候、為御受と御帳に印形仕置候

慶応三卯年九月二日

南北小口 年番

右喜多村弥太郎殿後見又四郎殿にて被申渡候間、此段御達申候、御

組合限り例の通御通達可被成候、以上

卯九月三日

神田 年番

此度廻漕御用達等引請にて、蒸気船脚船取設、当月中より大坂表へ

致返往候間、御用旅行のものは勿論、諸家家来・百姓・町人・婦女

子に至る迄、右飛脚船にて往返致度ものは、勝手次第廻漕会所へ申

込、相当の入用差出、乗組候様可致候、且御用物は勿論、諸家荷物

又は商売荷物等も、是又同所へ申込次第、相当の運賃を以積廻し候

筈に付、尤諸事廻漕会所詰合御用達共へ相对可致候

右の趣向々へ可被相触候

九月

右の通 御書付出候間、町中不洩様入念早々可相触候

九月十三日

町年寄 役所

(貼紙) 葡 萄 牙

李 漏 生

瑞 西

伯 耳 義

伊 太 里

丁 抹

右国々義は、アメリカ 亞墨利加。アラビヤ 阿蘭陀。ワシントン 魯西亜。イギリス 英吉利。フランス 仏蘭西。等の振

合を以、追々条約為取替相成候条、末々のものに至る迄、其旨可相

心得候

右の趣御料・私領・寺社領共不洩様可触知もの也

九月

右の通 御書付出候間、町中不洩様入念早々可相触候

九月十三日

町年寄 役所

申 渡

小石川 白山神主 中井伊織

右社頭其外及大破、修復為助成と、武藏・上総・下総右三ヶ国在

町、来る辰年より七ヶ年の間、正・五・九月壹ヶ年三度つ、相对配

札の義願出候間、願の通差免し、押て不配様可致旨申渡候

右相对配札願の通り相済、紛敷ものに無之条、組合不洩様可申継候

卯九月

南北小口 年番

右の通り喜多村弥太郎殿後見又四郎殿にて被申渡候間、此段御達申候、御組合限り如例早々御通達可被成候

九月十三日

神田年 番

五街道宿々連々及困窮候折柄、近年物価騰貴所論是迄の姿にては相
 続難相成趣に相聞候に付、今般夫々仕法改正の上、右宿々人馬賃錢
 是迄追々割増申渡置候処、右に不抱当卯十一月より元賃錢の上へ六
 拾五割増、并東海道の内今切・熱田渡船賃は三十五割増、其余五街
 道渡舟川の分は、都て式拾割増を当分の内御定め賃錢に申付、新規
 高札相渡し、其通り可請取旨申渡候間、可被得其意候
 右の趣可被相触候

九月

右の通御書付出候間、町中不洩様早々可相触候

九月十五日

町年寄 役 所

小口 世話懸 名主共

昨十三日町触出し候処、蒸気御船廻漕御用達共引受にて、寄挺丸飛
 脚船に相仕組、差向手始として人并諸荷物共為積登、来る廿八日品
 川沖出帆、大坂表より着船の諸荷物并人共為積乗、滞帆の積に有
 之、右船の義は人数式百人程、諸荷物式千石程は積込方出来船に
 付、乗船致度者は相当の賃錢差出し、諸荷物運賃金差出候へは、直
 に積送り方相成候積に付、望のものは早々永代橋西詰元船見張番所
 を当時廻漕仮会所へ申出、委細の義は同所御用達共へ相對可致候
 右の趣市中諸問屋共は不及申、末々のものへ不洩様可申聞候

慶応三年九月十三日〜九月二十七日

卯九月

右の通り私共組合中早々可申繼旨被 仰渡奉畏候、為御受と御帳へ
 印形仕置候、以上

九月十四日

小口 世話懸

右の通喜多村弥太郎殿後見又四郎殿にて被申渡候間、此段御達申
 候、御組合限り早々御通達可被成候、以上

九月十四日

小口 世話懸り

覚

御幕

一、純子(純カ) 三拾九張

一、縮面 四張

一、紗綾 四張

一、羽二重 五拾五張

一、狸々緋 式はり

一、木綿 五拾四張

一、練繰紐 五百筋余

一、小紐 千筋余

一、帆 拾五走

御建物出し

一、黒熊白熊 三つ

一、御建物竿類 拾五丁

慶応三年九月二十日〜十月二日

外に鯨輪 拾式本

一、鉄鍋釜類

一、御鷹屏風

一、銅壺

一、太鞆

一、鉦

一、木彫亀の頭

一、同孔雀・鳳凰

一、鈴

一、木彫壺天迅船車雛形

一、御吹貫

是は朱の御印有之候に付、朱を抜取候上にて御払の事

一、御建物上金の類

是は御品柄に付、御場所にて金は摺放候事

右は今般御舟に附属品の内、御払に相成候間、望のものは来廿九日

より三日の内、朝五つ時より八つ時迄、安宅御船蔵へ為見分と罷

出、入札可致候、此旨町中不殘可相触もの也

九月廿七日

町年寄 役所

覚

一、近來場所に寄稠密家尾取建方差支候様にも相聞候に付、便利の

為諸方共以来三階家造取建候義不苦候、尤火消防の為、二階毎に

下家補理可申、且亦憚候場所見通相成候ヶ所にて、見隠し等補

理、不見透様可致候、尤聊榮耀ヶ間しき義無之様可相心得候

右の通早々可被相触候事

十月二日

名主

申渡

南横町

五人組持地借 正助

其方義当七月ひてり中旱魃続水切に付、町々のもの難義におよひ候趣及

承、其方住居内に有之井戸勝手に為汲取候処、追々承伝、水汲もの

大勢罷在、殊の外致混雑候に付、老人幼少のものには難汲取、自然

口論有之候ては不（特カ）宜と存候迎、鳶人足等相雇世話為致候段、寄持の

義に付、誉置

九月廿日

右の通於北

御番所被仰渡候間、早々自身番屋へ張出候様可申付候

前書の通被仰渡奉畏候、為御請と御帳に印形仕置候、以上

卯九月廿一日

南北小口 年番

右の通只今達來候間、此段申達候、已上

卯十月二日

名主

覚

去る廿一日

上様御事

公方様と奉称候

御簾中様御事

御台様と可奉称候

右の通被仰出候間、此段相違候事

十月六日

九月廿六日以来

紛失の品覚

一、刀

但備前物 無銘

長さ貳尺壹寸七分 乱焼

柄黒四分糸引通し

鮫白

目貫金鵜 岩本昆寛作

縁頭 赤銅な、子金丸の内□□

紋頭に貳つ縁に三つ組

壹つ□

但佐野時信作

鍔鉄釣鐘放生透し

慶応三年十月六日

名主

切羽鍬金着せ鴨金

鞘黒いちく塗り

鑑四分一石目

下げ緒黒貝の口

一、脇差

但信国作 壹尺七寸五分 乱焼

柄刀拵同断 鮫同断

金五絵

老松竹

三所物 表咄金

廣乗作

光美彫

縁頭 刀拵同断

鍔鉄松竹生透し

切羽・鉏 刀拵同断 鴨同断

鞘同断 鑑 同断

下げ緒同断

一、三番形小筒

三品

壹挺

右は北

御番所様御掛

右御触紛失の品、其町々例の通入念取調、有之無返答、来九日迄無相違月行事中印形持参可被致候事

十月六日

名主

慶応三年九月二十五日、十月四日

申渡

浅草花川戸町 金兵衛店

金太郎事 治右衛門

卯十六才

其方義幼少の節より柔和の生質にて、父病死後厄介多候て、追々困窮に相成、老人稼にて姉并幼少の弟等迄致養育、其身麁服を着し、母へは平日好候品買調為給、殊に母腫物にて腦候節、朝夕水をあひ、浅草觀世音へ祈願致し、困苦の中にて高価の薬を買調医療為致、亡父墓参等不忘、姉弟等を勞り家内睦敷、母へ孝心を尽候段、^(特カ)寄持の義に付、為褒美と鳥目拾貫文為取遣す

同人母 千代

同人姉 きく

同人弟 菊次郎

同 金之助

右 町役人

右の通申渡候間、其旨可存

九月

右の通於

御番所に被仰渡候間、^(勳カ)觀善教諭の為、自身番屋へ如例の張出候旨被仰渡奉畏候、依之御帳に印形仕置候、以上

九月廿五日

南北小口 年 番

右の通喜多村弥太郎殿後見又四郎殿にて被申渡候間、御組合限り早

々行届候様御通達可被成、此段御達申候、以上

九月廿六日

神田年 番

清水御門外拾壹ヶ所御門勤番の義、組合銃隊頭へ被 仰付候に付、已来右持場内捨子有之節、最寄にて引受取計方、当三月中飯田町外拾壹ヶ町へ被仰渡候処、向後撒兵頭へ被 仰付条、先般被 召出候町々へ可申通旨被仰渡奉畏候、依之御請書差上候処仍如件

卯十月四日

小口世話懸り

品川町

名主 庄左衛門

村松町

同 源 六

右の通北

御番所にて磯貝銳次郎殿へ御請書差上置候間、此段御達申候、町々にて心得候様御取計可被成候、以上

卯十月四日

小口 世話懸り

歩卒のもの市中遊歩の節、不法の及所業候は、差押可訴出旨、前々申渡置候処、近来歩卒に紛敷もの所々徘徊致、無代致酒喰等候類有之哉に相聞、不届の事に候、向後大手前歩卒は頭巾の上白木綿の日覆、西丸下其外砲兵等は白木綿三尺帯へ



の印有之を着し、屯所外へ出候筈に付、右印無之細袖等着用致紛敷者は勿論、無代にて酒喰等致候もの有之候は、無用捨差押、月番の町奉行所へ召連可訴出候

右の通、町従

御奉行所被仰渡候間、町中入念可相触候

十月三日

町年寄 役所

右の通唯今達来候間、此段相達申候、以上

卯十月八日

名主

此度兵庫御開港に付ては、交易弥盛大に相成べくため、商社御取建に相成候処、商社の外は直取引難出来様存知候ものも有之哉に相聞候、右は心得違の事に付、商売遂度ものは、神奈川・長崎・箱館勝手次第取引可致候

右の趣御料は御代官、御預所・私領は領主・地頭より不洩様可相触候

十月

右の通り御書付出候間、町中不洩様早々入念可相触候

慶応三年十月三日〜十月二十四日

十月六日

町年寄 役所

右達来候間、此段申達候、以上

卯十月八日

名主

覚

歩兵半大隊
撒兵二小队

右は兵隊昼夜市中巡邏いたし候様相達候間、可被得其意事

右の通御書付出候間、町々為心得と可申渡旨、町御奉行所より被仰渡候間、組々不洩様通達可致候

右の通被仰渡奉畏候、以上

十月廿二日

南北小口 年番

右の通樽御役所にて被仰渡候間、其町々例の通相心得取計可申事

卯十月廿四日

名主

出火に付、人足御改方御調所、是迄最寄町自身番屋の処、以来火元名主宅御調所相成候間、組々申通候様北 御番所にて河原清太郎殿被申渡候間、御達申候、以上

十月十二日

小口 世話懸り

御府内近郷におゐて鉄炮を打、鳥殺生致候義は、前々より御製禁の処、先般御拳場・御鷹捉飼場共御用無之旨被仰出候に付、鳥獵渡世

致候ものへ鑑札相渡、網縄を以鶴・白鳥の外鳥獵差免候義の処、右差許候主意を心得違致し、前々の触面をも背き、御府内近郡（マキ）におゐて猥に鉄炮を打、鳥獵致候者有之趣相聞、不埒の至り候、以後右躰の所業於有之には、急度可申付候条、其旨可相心得候
右の趣可被相触候

十月

右の通御書付出候間、町中不殘可相触候

十月十七日

町年寄 役 所

今度御用金差出候もの共へ、御用金高に応し金札可相渡候間、右金札義に付、来々巳年三月迄都て通用金銀同様心得、御年貢の外諸上納に相用不苦候間、御府内并関東在方共無差支可致通用、尤一時融通の為通用被仰出候に付、心得違致間敷、引替方の義は、来々巳年三月より、三井八郎右衛門方におゐて正金銀と引替可相渡候、右引替に付ては歩合減等一切無之候間、不取締無之様取引可致候
右の趣、関東筋御料・私領（領脱カ）・寺社共不洩様可被相触候
右の通り可被相触候

十月

右の通り御書付出候間、町中不洩様早々可被相触候

十月廿六日

町年寄 役 所

組々 世話懸 名主共

此程市中へ夜分戸メ打壞、抜刃又は短筒等携へ盜賊押込、立騒き候は、*打殺*可切殺旨申威、金銭奪取手荒の及所業、町人共致恐（おそ）、怖令難義（よみ）趣相聞候に付、為御取締と町々持場を定め、屯所取建、兩組のもの相詰め、歩兵隊勤番被仰付、持場内見廻り、怪敷もの見懸け候敷、万一盜賊・押込等有之候は、速に右場所へ出張召捕候筈に付、兼て組合町々申合置、非常の義有之節は、速に其屯（マキ）へ相届け候様、兼て手筈可申合置候、町役人共義も用役の為申合、屯所へ順番相詰候様可致候

歩兵隊御賄等は御入用に相懸候間、屯所取建候入用并町方の義は、組合町々の内、身元宜敷ものより当分の内取替置可致候、右立替金差出方、屯所取建場所、坪其外の義は、夫々組のものより差図可及候

右の通被仰渡奉畏候、為後日仍如件

慶応三卯年十月晦日

世話懸 一同連印

右は南御番所於

御白洲に、御双方御年番方御立会、相模守様被仰渡候

一、持場分け、一と場所美濃紙四枚続の積、尤広場の分見計、絵図

仕立候事

但持場限朱杵御懸可被成事

一、町々有来自身番屋木戸御書載可被成候

一、明地の義は、四、五拾坪以上分、絵図面懸け紙にて、間数・坪数

御認め戴可被成候(戴カ)

右は急御用筋に付、成丈け手廻し、出来次第一両日中両御番所へ御差出し可被成候

十月晦日

屯所カケ所へ歩兵四拾人・役人五人程相詰候事

一、歩兵溜は、カケ置にカケ人詰の割にて、坪数取極め可申事

一、役人詰所は、八畳位一と間に可致事

一、見張所は、間口九尺、総土間にて腰を懸け候様補理可申事

一、町方役人詰所は、八畳位一と間、名主・町役人其外詰所は八畳

位一と間補理可申事

一、捕もの致候節、縄付のもの差置候場所、一と間補理可申事

一、小遣差置候場所、補理可申事

一、役人雪隠カケ所、歩兵雪隠式カケ所つ、補理可申候事

一、屯所惣鉢瓦葺、見付はカケ成立派カケに致し、木品は何様龜末にても

役人詰所は天井張仮物に無之、丈夫に出来の事

一、手輕の火の見可取付事

一、カケ 日本橋より京橋の間へ カケ所

一、カケ 茅場町より築地迄にて カケ所

一、カケ 日本橋より今川橋迄の間 カケ所

一、カケ 大伝馬町より大橋・両国迄の間 カケ所

一、カケ 今川橋より筋違迄の内 カケ所

慶応三年十月晦日〜十一月

六 京橋より新橋迄の間 カケ所

七 江戸橋より永代橋迄の間 カケ所

八 新橋より金杉迄の間 カケ所

九 半蔵より四谷御門迄の間 カケ所

十 浅草御門外より和泉橋御船蔵前迄の内 カケ所

十 筋違より池之端迄の間 カケ所

十二 浅草*旅籠町より*浅草寺前迄 カケ所

十三 四谷中程 カケ所

十四 深川一円の内 カケ所

十五 本所一円の内 カケ所

外に

一、赤坂新店辺カケ所、如何と付札有之

一、水道橋外本郷元町・竹町辺、付札

此辺へ今一カケ所間配候ては如何可有之哉、尤下町辺は家数

多に有之候へ共、右は程能様引移候ては如何候

右の通被 仰渡候義は、全身柄相應の町人共難儀を御救被遊候為、

御取建相成候義に付、厚相心得、右入費は差向重立候身柄のものよ

り出銀為差出置、追て御沙汰の旨も可有之と被仰含候、依之毎月諸

入用等も町々へ相懸候義に付、為心得と相違申候、以上

十一月

名主

武州豊島郡岩淵宿

慶応三年十月晦日（十一月五日）

年寄 又次郎

外式人

同州橘樹郡大師河原村

弥兵衛

外老人

肥代引下け方の仕法申立、願出候趣、南 御番所にて願書并に仕様書を以勘弁方御尋に付、別紙の通当五月中申上置候処、市中肥代精細に取調可申上旨、此節尚又御沙汰御座候間、別紙雛形相添及御達候、肥代の義は場所に寄、年季極め、或は旅人宿其外人数入狂ひ多く、町々にては月極め又は前借等品々の引合可有之歟、雛形に准し相分け候様御認め書取、来月廿日御組合限り亀の尾方へ御差出可被成候、以上

十月晦日

小口 世話懸

老ケ年肥代

一、金何程

何町 家主 誰

老ケ月

一、金何程

同 誰

右の通取調申上候、以上

卯十一月

何町 名主 誰

右は半紙立帳、一と支配限一組御纏め、一と綴敷袋に入御仕立可被成候

料理茶屋

煮売屋

其外都て魚類多分取扱候渡世のもの名前取調、可差出旨、南

御番所にて御沙汰御座候間、御組合限御取調、別紙雛形の通り半紙

立帳片面三人つ、御認め、来月廿日亀の尾方へ御差出し可被成候

卯十月晦日

小口 世話懸

何町 誰地借

一、料理茶屋

何屋 誰

何町 誰地借

一、煮売屋

何屋 誰

何町 誰地借

一、蒲鉾屋

何屋 誰

右の通御沙汰に付、家主共肥代の義は、七ヶ町分へ仲町差加へ老冊に相仕立可申事

卯十一月三日

名主

覚

一、去月廿七日杉浦武三郎殿外国奉行並町奉行兼帯被仰付候間、此

旨為相知候

右の通、町御触出候間、其町々例の通取計可被申事

十一月五日

名主

地代・店賃天保度書上げ有之候処、其節地主住居又は明地等にて書上げ無之分も有之候間、天保度書上に不拘、今般惣町々地代・店賃当節現在の姿にて、別紙難形の通り名主共支配限り取調可書出事

但天保度書上置候以来、地主共相替又は類焼等にて地代・店賃其節の書上と相違致候共、聊無掛念全当時の姿、事実有之俵に可書出、万一心得違し、是迄請取来候地代・店賃より相減し書上げ候歟、又は俄に地代・店賃等引上げ書上げ候向も有之、跡にて調の上相分候は、一同迷惑にも可相成候間、呉々も事実の処書上候事と相心得可申候

右の通其方共より組合へ得と申通、来る廿日迄に無相違可書出候右の通被仰渡奉畏候、仍如件

慶応三卯年十一月四日

壱組壱人つ、

世話懸 請 印

一、惣町々活券地并に門前地・拝領町屋敷・上納地共、町入用相懸り候分不残可書出事

一、地主不残住居に付、揚り高無之分にても町並の地代可書出、尤但書にて断可申事

一、明地・明店有之候共同断

何町名主誰

右支配

一、何町壱丁目地主何人活券状何通
当町家持誰所持地面、何年何月買求、活券金何千両
一、何町何丁目何側何角より何軒目

家守誰
同 誰

但表間口京間何間半
裏行 同 何十間

右坪数何拾坪

内何坪表坪

壱ヶ月壱坪

銀何匁何分つ、

何坪角坪

同断

銀何匁何分つ、

何坪裏坪

同断

銀何匁何分つ、

何坪横町角坪

同断

銀何匁何分つ、

何坪中坪

同断

慶応三年十一月四日

慶応三年十一月四日

銀何匁何分つ、

但不残明地に付敷、不残地主住居に付敷、上り高無之

但内何坪明地に付、何程上り高減

但内何坪地主住居に付、何程上り高減

店賃

壹ヶ月 銀何匁何分つ、

何坪表坪

内 何匁何分 地代

何匁何分 上家代

同

銀何匁何分つ、

何坪裏坪

内 何匁何分 地代

何匁何分 上家代

銀何匁何分つ、

蔵敷何坪

内 何匁何分 地代

何匁何分 蔵式

三口メ

何拾何両也

但地代の分

惣高何拾何両

店賃代

去寅年 壹ヶ年分

一、金 何拾何両

町入用

一、金 何拾何両

公役

一、金 何拾何両

七分積金

一、金 何拾何両

名主役料 家守給

一、金 何拾何両

町火消入用

メ何百両引

但内何程は地主住居又は明地に付、地主共より出金仕候分

金何拾何両 地主手取

下
札
〔
下
〕
押領地の分は一と地面毎に押領地主調印の事

右の通取調候処、相違無御座候、以上

年号月日

取調人

名主 誰

組合 誰

取調人

家主 誰

同 誰

同 誰

同 誰

右の通相違無御座候、以上

地主 何の誰

何の誰家来

地主 何の誰

組々世話懸 名主

請印

硝石の義、方今の御場合不軽候御品柄に付、人造硝石製造の義、伺

の通被仰渡、右に相用候肥の義、小便并馬尿は勿論、魚腸の汚物を

以製造致候に付、是迄溜桶伏有之場所は相除、其余全廃流致し、往

来の差支無之場所へ溜桶伏込の義、右桶置方魚腸貯置候義、相対を

以取計候義に付、一応相尋候処、其町々に寄、空地の所無之、且新

規の義差支申立候町々、又は

御成道筋 御見通し場所、并に店々家前を相除、遂相對差障無之場

所へ伏置候は格別の旨申立候分、且魚腸貯置候義は、新肴場へは始

終腸屋と唱、日々魚問屋共取捨候魚腸買集め、在々肥に差送り候渡

世致候もの、重立候料理茶屋等をも買廻り、尤四組肴問屋市場の内

にも右渡世のもの有之、彼等日々買廻り、市中におみて臭気厭ひ、

取溜行届兼候旨、夫々申立候へは、右は素より相對取計に付、此上

硝石会所取締役のもの町々掛合候は、故障有無を以相對可致候

右の通、町

御奉行所御差図有之候間、都て去々丑年申渡置候通、可相心得候

卯十一月

右の通被 仰渡奉畏候、以上

十一月十七日

菅番組世話懸 新革屋町

名主 定次郎

右は館市右衛門殿にて被申渡、御手形御渡被成候間、御調被成、行

届候様御取計可被成候

十一月十七日 小口 世話懸

組々世話懸 名主共

市中にて濁酒手造致候者追年相増、右は大多数の目当も無之、隠造致

候様の筋にて、入津の米穀を余計に費候ては、潤沢筋にも抱り候義

に付、以来市中にて都て酒を醸し候義は難相成候間、右渡世為相止

候様申渡置候処、其後紛數名目を以、濁酒渡世致候もの有之趣に相

聞、不埒の至に候、右渡世致候もの有之候は、申論、早々相止可申

候、若此上不相用もの有之候は、吟味の上急度可及沙汰候間、其

方共より組々不洩様可申通

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

卯十一月十六日

新革屋町

名主 定次郎

外五人

右の通昨十六日北

御番所 御白洲にて被 仰渡候間、御組合支配限り早々御申通、濁

酒手造致候もの得と申論、受書御取置可被成候、此段月行事持場所

等行届候様御取計可被成候、以上

慶応三年十一月四日〜十一月十七日

慶応三年十一月十六日、十一月二十一日

卯十一月十七日

小口 世話懸

申渡

組々 年番 名主共

町中芥請負人仲間のもの共、享保十九寅年より御堀浚・芥浚御役相勤、為印焼印札相渡有之、仲間組合相立有之候処、近來心得違致、素人共芥請負人致候もの有之趣相聞候、向後町々は勿論、新地等出来候共、町々にて素人へ請負不申付、右札持共の内へ可申付候、尤以来町中芥浚賃錢、聊にても直上げ等は致間敷旨申立候間、町中にても其旨相心得、若右鉢の義有之候歟、又は芥浚方等閑の義有之、請負人取放候義も有之候は、跡請負人義も札持共の内へ可申付事右の通寛政五丑年・文政七申年両度申渡置候処、年数相立候事故、取締忘却致候趣も有之哉に相聞候間、年数相立候事故取締忘却致候趣も有之哉に相聞候間、弥前書の通相心得、不筋の義無之様可致候事

右の通従町御奉行所被仰渡候間、町役人共は不及申、町中不洩様可申聞置事

前書の通被仰渡奉畏候、為御請と御帳に印形仕置候、以上

卯十一月十六日

組々 年番 名主請印

来る十二月七日より江戸開市の義、兼て相触候趣も有之候処、御都合も有之候に付、各国易使等へも談判の上、来辰年三月九日迄延期

相成候間、其旨可相心得候

右の趣、御料・私領・寺社領共不洩様可相触候

十一月

右の通御書付出候間、町中不洩様可相触候

卯十一月廿一日

町年寄 役所

西洋開港の義新潟と御治定相成、貿易の義外国人居留致候筈に候間、諸事神奈川・長崎・箱館の振合を以、諸国の産物手広に搬運勝手に可遂売買候、尤来る十二月廿日より開港可相成所、御都合も有之候に付、各国公使等へも談判の上、来辰年三月九日迄延期相成候間、其旨可相心得候

右の趣、御料・私領・寺社領共不洩様可相触候

右の通可被相触候

右の通御書付出候間、町中不洩様可相触候

卯十一月廿一日

町年寄 役所

組々 名主共

市中町人 物代の者共

右は今般市中為御取締と、町々へ町兵御取建相成、炮術業前習練為致、市中へ勤番被仰付候間、人数差出方并町兵入用出銀仕法、早々相調可申立候

右の通被 仰渡奉畏候、為後日仍如件

組々 世話懸 名主共

候

今般市中御取締のため、歩兵勤番被仰付候間、町々へ屯所取建候、諸入用の義、組合身元相応のもの共より取替置、追て仕法相立候上、下げ戻遣し候旨申渡置候処、右惣鉢入用の内へ、御蔵より金五千両被下置候間難有存、夫々割合の上、右を元立に致し、不足の分は兼て申渡置候通り相心得可申旨、其方共より可申聞候

濁酒商候もの共、今日多人数北 御番所へ欠込願致し、右は御差留被仰付候渡世の義に付、右鉢願出候は心得違にて、今日は御差戻し相成候得共、已来右様欠込願等致候へは、嚴重の御沙汰可有之候間、心得違のもの無之様急度可申論旨御沙汰に付、御組合限り以来右鉢のもの無之様厚申論、若願筋等申立候ものは差越願不仕、御趣意御聞札、御打合御座候様仕度、此段御達し申候、以上

慶応三卯年十一月廿七日

組々世話懸

卯十一月廿七日

小口 世話懸り

名主 老入つ、受印

拾五番組 町人惣代

牛込肴町

家持 清兵衛

五人組 藤兵衛

同組 名主惣代

同所御納戸町

名主 惣左衛門

同組 世話懸り

同所肴町

同 仁 平

地主何町家持誰

壹ヶ年

何町

一、給金

家主 誰

一、家守銀何程

地主何町家持誰

壹ヶ年

家主 誰店

一、給金

五人組持

一、家守銀何程

地主何支配

何町

何の誰

(マ) (マ)

右の通昨廿七日信濃守様於御白洲に
相模守様并御双方市中御懸り方、御年番方御立会、相模守様被仰渡

壹ヶ年

慶応三年十一月二十七日

慶応三年十一月二十七日

一、給金

一、家守銀無之

右の通御座候、以上

卯十一月

右町々 名主 誰

右の通御取調、来月五日南御腰懸けへ御持寄可被成候、且今日御下
け相成候書役・番人名前上へ左の通り御書入、同日御持寄可被成
候、以上

何町

書役歟

番人歟

誰

一、生 国

請 人

朱書にて

卷ヶ年

給金 何程

右の通御認入可被成候、以上

卯十一月廿七日

小 口 世話懸

此度新規歩兵屯所御取建相成候に付、歩兵組御賄并小買物御用達御
抱相成候積に付、市中御糺の上、右請負相願度者有之候は、名前
御取調御差越有之度事

右の通陸軍奉行並衆より御懸合有之候段、町

御奉行所被仰渡候条、早々組々申通、右御用達御抱相願候もの有
無、来る晦日迄に可差出候
右の通被仰渡奉畏候、以上

卯十一月廿七日

南北小口世話懸

品川町

名主 庄左衛門

外三人

右の通館市右衛門殿被申渡候間御達申候、右御返答書日限無相違差
出候様、別段被申合候間、御組合限り無相違御差出可被成候、以上

卯十一月廿七日

小 口 世話懸り

麴町壹丁目より

麴町拾壹丁目

平河町壹丁目

同 貳丁目

同 三丁目

麴町 隼町

同 山元町

同 龍眼寺門前

赤坂伝馬町壹丁目

同 貳丁目

同裏伝馬町老丁目
同町 式丁目
同町 三丁目

元赤坂町

元赤坂代地町

赤坂田町老丁目

同町 式丁目

同町 三丁目

同町 四丁目

同町 五丁目

赤坂新町老丁目

同町 式丁目

同町 三・四・五丁目

同 大沢町

同 一つ木町

元馬場町

六番組 八番組

九番組 拾番組

拾五番組

世話懸 名主共

当分の内、外桜田辺御廓内外并市中共昼夜巡邏の義、松平大和守被

仰渡候に付、廻りのもの最寄町々自身番屋へ休息等致候義も有之候は、差支無之様可致候、紛敷義無之為、同人家来差出候印鑑渡遣候、以上

卯十一月廿七日

南北小口 世話懸り

町火消人足改

篠崎孝内跡役

片山鋼太郎

河原清太郎跡役

高部治三郎

右の通北人足御改め方被仰渡候間、此段御達申候、以上、御持場へ早々御通達可被致候、以上

卯十一月廿六日

(北丸) 小方小口 年番

臨時廻り 当分助

上田政五郎

中村元助

鈴木定八

尾上与之助

庄田伝次郎

右の通被申付候間、早々御組合限御通達可被成事

卯十一月廿六日

北 臨時廻り

慶応三年十一月二十六日〜十一月二十七日

慶応三年十一月二十二日～十一月二十七日

吉田敬蔵

安原鉄三郎

中田円助

飯田銀吉

渡辺国三郎

野村弥兵衛

右臨時廻り当分助被申渡候間、組々へ早々御通達可給事

卯十一月廿二日

南 廻り役

一、拝借地にて今般御書上相成候外、家作難相成明地の分御内調、

来る七日御腰懸へ御持寄可被成候

卯十一月廿七日

小口 世話懸

何町の内

何御用達誰拝借地

一、何町

表田舎間 何間

裏行 何間

此坪数 何坪

右は何々の拝借地に御座候処、内実何坪程の建物に有之候

右内調仕申上候、以上

卯十一月

何番組 世話懸 名主共

御組合内会所地間数・坪数御調、半紙立帳にて、来る七日南御腰懸
けへ御持寄可被成候、以上

卯十一月廿七日

小口 世話懸

巻ケ年役料高

何番組

一、金何程

名主 誰

同

一、同何程

何かし

一、

メ金何程

巻ケ年

同組

一、金何程

名主 誰

一、

メ金何程

何かし

右の通御座候、以上

卯十一月

何番組 世話懸

名主共

町々活券地并拝領地地先河岸地有之場所、別紙絵図面雛形の振合に
^(活券)
て、川筋通継書一紙見分け宜敷様御仕立、来月七日当御腰懸けへ御

持寄可被成候、以上

但川筋模様に寄、御組合限又は御支配限り或は壱町限り御持寄可被成、以上

卯十一月廿七日

三	壱坪 何程	表 何程
	冥加上納	壱坪 何程
	壱ヶ月 何程	裏 何程
	何十坪	

此節強盜其外事替候義有之候は、御訴并御届け不差出已前、時刻不移、御双方御年番方、并に南御詮義吉田駒次郎殿・蜂屋熊之助殿、北は藤田市郎右衛門殿・三村吉兵衛殿の内へ御届け書差出候様、今日南 御番所にて被 仰渡候

南御詮儀

吉田駒次郎殿

蜂屋熊之助殿

同御年番所

中田郷左衛門殿

佐久間弥太吉殿

佐久間健三郎殿

仁杉八右衛門殿

北御詮義

藤田六郎右衛門殿

三村吉兵衛殿

同御年番所

高橋吉右衛門殿

秋山久藏殿

松浦安右衛門殿

昼時強盜有之候は、直に御年番所并御詮義所へ持參御届け可申、夜分に候は、御宅へ御届に可罷出事

卯十一月

一、歩兵組御賄并小買物方請負のもの有無返答

一、寄渡世のもの名前書并建家量数調書

一、町兵并歩兵屯所入用割合御答方等の義、御相談も有之、且御用

金御下け戻し受書、組合限り請帳いたし候間、明後晦日五つ時、

御自身初音へ御持寄可被成候

一、来月朔日御用金相納候者一同当人共、南御番所へ御召連可被成

候、且前日晦日昼時、当人共初音へ罷出候様、御申付可被成候

一、濁酒渡世のもの願筋等有之候は、最早懸りの内へ御打合可被

成候

慶応三年十一月二十七日〜十一月二十八日

慶応三年十一月二十八日、十一月二十九日

一、家守給、役料、書役・番人給分等調書、并河岸地・拝借地・会

所地間数其外調書、来月四日初首へ御持寄可被成候

但書役・番人給分は、先日御差出し名前書、今日御渡申候間、
生国の脇書朱書にて御認入にて宜敷候

右御達申候、以上

卯十一月廿八日

組合 世話懸り

一、歩兵組御賄并小買物方請負のもの

一、寄渡世のもの名前書并建家間数調

一、町兵并歩兵屯所入用割合等の義は、追て可相違候へ共、地主衆

へ不洩様被申聞置候様可致候

塩 壺

伊勢屋 小左衛門

外拾人

蝦夷地御開拓の義は、先年以來厚御世話も有之、就中唐土島(太カ)の義

は、北門樞要の地に付、向後同島へ出稼望のものは、勝手次第御差

免相成候条、有志の輩は早々箱館奉行へ可申立候

右の趣、東国・北国筋御料・私領・寺社領共不洩様早々可被相触候

十一月

右の通可相触候

卯十一月廿九日

町年寄 役 所

江戸表外国人居留地の義、鉄炮洲船松町式丁目并同所拾軒町に御定

め相成候間可得其意、就ては本願寺橋より南小田原町数馬橋通り・
南八丁堀四丁目・五丁目、夫より本湊町河岸通り・明石町・南飯田

町・上柳原町・南本郷町の内におゐて所持の家作等、外国人へ相對
にて貸渡の義、御差許相成候、尤貸事を不好ものは、強てかさしむ

る事をなさすとの議定に候間、勝手次第対談致し、約定の通り鉄炮
洲町奉行役所へ可申立候

右の趣向々へ可被相触候

右の通御書付出候間、町中不洩様早々可相触候

卯十一月廿九日

町年寄 役 所

五街道宿々人馬貸錢増方の義、当九月中相触候に付ては、諸国脇往

還の義は、来正月より元賃錢の上へ六倍五割増、川場の義も、二倍
割増を当分の内、御定賃錢に申付、其通り可請取旨申渡候間、可被

得其意候

右の趣向々へ可被相触候

十一月

右の通相触候間、可被得其意候

右の通御書付出候間、町中不洩様可被相触候

卯十一月廿九日

町年寄 役 所

覚

改正懸 名主共

大楽王院宮薨去に付、普請は今日より三日、鳴物は停止七日可為事
右の通御書付出候間、町中不殘可被相触候

卯十二月七日

町年寄 役 所

組々 世話懸 名主共

今般商法為取締と諸問屋共へ株鑑札渡遣し、身元金上納申付候に
付、湯屋并髮結渡世の義も同様可申渡候処、近来湯銭・髮結銭追々
高直に相成、軽きもの共、別て難義いたし候趣相聞候に付、上納金
等は不及沙汰候間、早々直下け可致、尤此上新規同渡世を相始候義
は勝手次第いたし、男女入込み等不取締の義、心得違のもの無之様
可致旨、名主共より支配限り可申聞候

右の通被仰渡奉畏候

卯十二月八日

右組々 世話懸 連 印

右の通北於

御白洲被仰渡候間、御組合限御通達、町々自身番屋へ早々張出し候
様御取計可被成候、尤湯屋共番組仲間行事杯の張札、早々取入候様
申付、且湯銭・髮結銭の義も銘々勝手次第区々引下け候様御申付可
被成候、此段御達し申候、以上

卯十二月八日

小 口 世話懸

口達案

慶応三年十二月八日〜十二月十一日

今般市中為警衛役と、屯所勤番人数出張致候に付、捕もの其外非常
の義有之節、弁利の為、別紙場所割の通、夜中組廻り同心の内、為
詰切候に付、持場内勤番人数にて捕もの等有之節、町役人共より早
々注進可致候

一、日本橋最寄屯所へ詰切は相止め候間、諸入用等帳面相渡置候
間、見留印請候節、人数出張役々にて見留印請、町役人等は名主
共取計、毎月十五日可申立候

卯十二月

右の通早々町々へ可申通

覚

一、日本橋川筋を境に南の方、芝口新し橋川筋迄

撤兵隊 屯所七ヶ所

右へ三廻りの内

双方四人

一、日本橋川筋より北の方、筋違御門内一円

撤兵隊 屯所三ヶ所

町奉行附兵隊 屯所

三井組

十八組

中 井

住吉町御用所

田所町

堀田相模守人数 屯所壹ヶ所

元飯田町遊撃隊 屯所壹ヶ所

右へ三廻りの内

双方六人

一、浅草御門・筋違御門外・下谷・湯島・本郷辺一円

小石川・駒込辺

鳥居丹波守人数 屯所壹ヶ所

酒井左衛門尉人数 屯所四ヶ所

右へ三廻りの内

六人

一、芝口橋川筋より南の方〔貼紙〕芝高輪・麻布辺

酒井左衛門尉人数 屯所三ヶ所

松平伊豆守 同断式ヶ所

右へ三廻りの内

双方六人

一、麴町・四谷・市谷・牛込辺町々一円

松平大和守 屯所式ヶ所

別手組銃隊 屯所式ヶ所

右へ三廻りの内

双方六人

一、本所・深川一円

酒井左衛門尉人数 屯所式ヶ所

一、本所の方

酒井附属新徴組 屯所式ヶ所

右へ三廻りの内

双方六人

今般持場所内押込・盜賊は勿論、往還にて異変其外惣て事替候義は、持場引受のもの南北一同の開込可被取計事

但強盜其外大業の義は、開込次第持場控所へ時刻を不移早々可被

申聞候事

翌朝開込候は、明番のものへ申出候様、可被申付候事

十二月中

麴町詰所

十一日 十四日 十七日 神田権太夫

廿日 廿三日 廿六日 廿九日 中田円助

十二日 十五日 十八日 尾上与之助

廿一日 廿四日 廿七日 晦日 永谷兵橋

十三日 十六日 十九日 三井金十郎

廿二日 廿五日 廿八日 大沢藤蔵

毎夜控所へ出役兩人、手先のもの拾式人相詰候に付、出役兩人は夕飯計り、手先の分は夕飯并に翌朝支度両度何れも豆腐汁計位歟

一、菜マメにて取賄候事
但菓子其外合間の食物は無用の事

一、蠟燭・筆墨・紙御見計、毎夜用意の事

一、屯所人数出張・捕へ候もの有之候節は、食事并臨時賄の事

右の通御心得可有之事

卯十二月

南北 廻り役

拾五番組

式拾番組

卯十二月十一日

世話懸 名主惣出

御出役方

御詰所

魏町平河町式丁目

家主 相模屋 平助

一、屯所南北御廻り方御詰切相成、名主共義も夜勤番被仰付候義に付、町々月行事老町式人つ、番割、日割の通り、毎日夕七つ時より翌朝迄に詰切の事

右日限割合の義は、猶又相達可申候事

卯十二月十二日

名主所

関東八ヶ国より作出し候菜種を始め、絞り種物の義、関八州の外他国より積送り候義は勿論、渡世違の者共へ猥に売渡候義致間敷、右に付去々丑年より三年の間、関東八ヶ国絞油共、油メ木菅柄に

慶応三年十二月十日〜十二月十二日

付、鑑札老杖つ、浅草橋場町御用油絞り所におみて相渡置候筈に付、右のもの共へ、市中油相場に見合相当の直段を以売渡、正路に取引可致旨、去々丑年中相触置候処、尚又来辰年後も前条相触候通相心得、冥加等は迄の通相納、尤是迄相渡置候古鑑札相渡置候鑑札相用、右鑑札所の油絞人共へ相当の直段可売渡、其余渡世違ものへ売渡候義は致間敷、若相背もの於有之には、吟味の上急度可申付候右の通関八州御料は御代官、私領は領主・地頭より不洩様可触知もの也

右の通可被相触候

右の趣御書付出候間、町中不洩様入念早々可相触候

卯十二月十日

町年寄 役 所

関東在々

御拳場へ御鷹捉飼場、当分御用無之旨被仰出候に付、為取締と鑑札相渡、網縄を以、鶴・白鳥の外鳥獵差免候へ共、飛道具にて殺生の義は、前々の通堅御製禁に候条、若相背或は田畑を踏荒し、耕作を妨候もの於有之には差押へ、御料は御代官、私料は在方懸り御勘定奉行へ訴出、差図可請もの也

慶応三卯年十二月

右の通新規高札相渡し、享保度高札相除候跡へ御懸け置相成候間、町中へ可被相触もの也
右の通従町

慶応三年十二月十日、十二月十六日

御奉行所被仰渡候間、町中家持は不及申、借家・店借裏々召仕等迄不洩様可申聞候

此旨町中不洩様早々可被相触候

卯十二月十日

町年寄 役 所

組々 世話懸 名主共

近来米価高直の故を以、職人共其外手間飯米共引上げ、不相当の賃銀請取候趣相聞候処、此程追々米価も引続き下落致候に付ては、諸商人手間賃、并人足賃、日雇、軽子、車力、船・駕籠賃の類、都て此上一と際引下げ、当節世上御救筋の御世話有之候折柄、尚亦下々差支無之様相心得、早々名主支配限り厚可申論

慶応三年十二月十二日

新革屋町

名主 定次郎

外九人

右の通於南

御番所被仰渡候間、御組合限り月行事持場所とも、早々御通達行届候様御取計可被成候、以上

卯十二月十二日

小口 世話懸

組々 世話懸 名主共

水溜桶の義に付ては、前々申渡候趣も有之候処、火事沙汰も有之時節に相成候に付、弥以無油断水汲入置候様致し、且又去冬元乗物町

よりの出火にて、類焼致候町々の内には、未だ藁葺小屋其俣差置候場所も有之、火の元のため不宜候間、早々取払候様可致

右の趣組々并番外迄不洩様早々可申繼旨被仰渡奉畏候、仍如件

十二月十二日

新革屋町

名主 定次郎

外拾式人

南 御番所にて被仰渡候間、早々行届候様御取計可被成候、以上

卯十二月十二日

小口 世話懸

強盜其外違変有之節、早速注進并御届向等も先達て御達申置候処、此程強盜押入候節、改正御懸りは勿論、御廻り方へも御届け不致場所も有之に付、以来一同厚心付、兵隊屯所へ注進は勿論、改正御懸り、且御廻り方へ早々御届け差出し候様、尚又可申聞旨南於御年番所 御沙汰有之候間、御組合限り行違無之様御申合、各々様にも御心付可被成候、以上

卯十二月十二日

改正懸り

銃隊頭

田賀外記様支配組共

屯 所 壹ヶ所

拾三丁目

席 亭 伊兵衛 地 借 半次郎

前書の通屯所相成候に付、老ヶ町月行事式、三人つ、可相詰筈に付、日割左の

十二月十六日昼夜とも

廿一日	三人	塩式
廿二日	三人	塩老
廿三日	三人	塩三
廿四日	三人	坂町
廿五日	三人	忍町
廿六日	三人	伊賀町
廿七日	三人	拾老丁目
廿八日	三人	拾式丁目
廿九日	三人	拾三丁目
卅日	(マ)	本村町
		七軒町
		新堀江町

右の通朝正五つ時より明朝五つ時迄、不参無之様可相詰事

十二月十六日

名主

覚

町々番屋 月行事

書 役

詰合のもの

右は先達て相達置候夜盗其外事替候義有之候は、屯所へ御出張有之候に付、時刻不移早々申出候様申聞置候処、御出張御座候ても不申出向も有之、嚴重取締向被仰合候間、以後右躰等閑の義無之、直に申出候様、平生詰合のものへ相心得候様、急度可被申出候様可被致候事

卯十二月十八日

名主

組々 世話懸 名主共

日用品の内、直段不同有之、中には米価高直の釣合を以、引上げ候も有之哉に相聞候処、此節追々米価下落致候に付ては、早々直段引下げ正路の商ひ可致、若亦此上無謂直段引上げ、不相当の商ひ方致候もの有之候は、品買様の上、急度沙汰およひ候義も可有之候間、市中小前の商人共へ名主支配限り早々可申通

卯十二月廿三日

組々世話懸 老人つ、

慶応三年十二月二十四日〜十二月二十六日

右の通南

御白洲にて被仰渡候、尤店連判取置、自身番屋へ早々張出候様被仰渡候間、御通達可被成候、以上

卯十二月廿四日

組合 世話懸

薩州屋敷炮火動乱に付ては、市中の潜伏浮浪の党可有之は、必定の義に付、悉く探索行届候様嚴重被仰出候間、各支配内旅人宿は勿論、町家・店借のもの共に至る迄、蜜々軒別に取調、止宿并同居の内、浪人躰立廻り居候は、人躰歳頃探索の上、時日不移、拙者共の内当番へ御申越可有之候、尤町統武家地の義も同様相心得、潜伏の党風聞有之候は、是亦早々御申聞可有之候
右の通嚴重 御沙汰に付、穿鑿方厚行届候様御申合可被成候、此段
急及御達候事

十二月廿五日

越町・平川町詰

南北 出役

拾五番組 名主中
拾番組

右御書付御出役田中源十郎殿御渡に付、早々行届候様御取計可被成候、此段御達申候、以上

卯十二月廿五日

当番 川本紋右衛門

鈴木市郎

組々 世話懸 名主共

方今不容易御時節に付、市中取締方嚴重に相心得、猥に動揺不致、銘々火の元相守当分他出等一切致間敷候

一、町々自身番屋定人数の外、家主*の内*強壯の町役人共為相詰、其所名主重立時々無油断昼夜見廻り、非常の義相制し可申候
一、町火消人足共義は、当分の内、日々小組合限り朱引境へ詰切、若出火有之候は、速に消留、聊も油断無之様可致候

一、其外非常の義有之候は、是亦速に相制可申候

右の趣組々并番外迄、不洩様早々可申通

卯十二月

人足詰場の義、火事方角に寄、詰場相替候間、其組合中央場所見計、日々相詰候様可致事

但弁当の義は出火の通り焚出の事

一、町役人其外自身番屋詰切のものは、火事具用意膝替りに致候積
但弁当の義は、小夜食共握り飯・梅干・香のもの外無用仕候積

右の通申合仕候間、此段御達申候、以上

卯十二月

前書南 御番所にて被 仰渡候間、右写御廻し申上候、御最寄御達可被成候

十二月廿六日

矢部

差上申御請書の事

卯十二月廿二日

南北小口 年番

一、町方住居浪人又は医師・^(儒カ)繙者・^(儒カ)武術師範のもの方に罷在候内弟子・同居人、^(ツマ)姓名・^(ツマ)生国・^(ツマ)年附・^(ツマ)元身分、并請人の^(ツマ)姓名等不洩様早々取調書上候様被 仰渡奉畏候、依之来廿九日迄に書上候様、組々へ可申通旨奉畏候、以上

卯十二月廿五日

品川町

名主 庄左衛門

外三人

人家へ強盜押込候類不取敢被申聞候様此程相達置候処、其町々持場出役のもの控所へ計不取敢相届け、組屋敷拙者共方へ遠方夜中人遣すにも不及候間、取調済の上、例の通被申聞有之様存候、此段御達申候、以上

十二月廿三日

南北 三廻り

此程強盜其外異変有之候節、不取敢南北改正御懸りへ御届申上候様、先日御達申置候処、以来夜中御届に不及、翌早朝御届け可被成旨御沙汰に付御達申候、尤強盜押込の分は御届け可然奉存候、以上

十二月廿六日

改正懸り

申渡

小口年番 名主共

藤堂和泉守鉄四文銭当卯年より来辰七月迄壹ヶ年限、於深川下屋敷に吹立、通用の義も出格の訳を以、御府内限り御差許相成候間、有来通用銭に取交、差支無之様可致候

右の通従町

御奉行所被仰渡候間、町中不洩様入念早々可申通旨被仰渡奉畏候、以上

申渡

- 馬場先御門
- 雉子橋御門
- 一つ橋御門
- 呉服橋御門
- 鍛冶橋御門
- 山下御門
- 赤坂御門
- 市ヶ谷御門
- 牛込御門
- 新し橋
- 喰違
- 水道橋
- 昌平橋

慶応三年十二月二十二日〜十二月二十六日

慶応三年十二月二十四日、十二月二十五日

和泉橋

下谷新し橋

元柳橋

右ヶ所今夜より当分の内、切候事

右の通其筋より御達有之旨、従町 御奉行所被 仰渡候間、此段為

心得と申渡候

右の通被仰渡奉畏候、組合中早々可申通旨、為御請と御帳へ印形仕置候、以上

卯十二月廿四日

南北小口 年 番

申渡

本両替屋

三組 組両替屋

上野領

濟松寺領

月行事共

当十月廿二日町触被仰出候金札通用方并引替其外取扱方左の通り

一、金札の義は、当年より三ヶ年の間、関八州御国内は不及申、御

触面の通、通用取扱可致事

一、取扱中手摺、汚れ・切目摺れ、少々裂有之候共、無子細取扱可

申事

一、表金高有之候処へ、過て汚れ出来、金高相分り兼候へは、左の

通金高替の印有之

一、分銅形印 壹両札

一、角切長切角形印 廿五両札

一、長龜甲形印 五拾両札

一、八角形印 百両札

一、小判形印 貳百両札

右の通有之候間、其押切を見留、取扱致し可申事

一、盜難并紛失致候節、番附并金高印を御番所并御用達所・両替屋会所へ届置、相分次第御下け相成候事

一、火難并水損致候へは、番附金高印を御番所并御用所^(ママ)へ届け上げ置、三ヶ年の間に立廻り不申候は、引替の節右札無之候共、証人三人相立、元金御下け相成候事

卯十二月

右の通、町御奉行所より被 仰渡候間、取扱堅相守、通用方差支無之様厚相心得可申、尤御会札取交恰好御渡相成候間、渡遣す

組々世話懸 名主共

前書の通御奉行所御差図によつて申渡候間、組合中早々申通、町中家持・借家・店借裏々迄不洩様申聞、通用差支無之様可相心得候

慶応三卯年十二月廿四日

組々世話懸

壹人つ、

受印

右の通樽俊之助殿にて被申渡候事

卯十二月廿五日

組合 世話懸り

申渡

南北小口 名主共

將軍職御辞退御聞届相成候に付、以来下々にては

上様と可奉称候

御台様御事、以来

御簾中様と可奉称候

右の通り去る十二日於 大坂表に被仰渡候間、此段向々へ可被相達

候事

十二月

右の通御書付出候間、組合不洩様可申通候

右の通被仰渡奉畏候、為御請と御帳へ印形仕置候、以上

十二月廿六日

南北 小口 年番

当節悪党共市中致暴行、且野州其外におゐて徒党を結び、不容易事

共取巧候に付、此程夫々御召捕に相成候へ共、右同志のもの松平修

理^{ツツ}太夫屋敷内に致潜伏居、去廿三日夜、市中取締として出張罷在候

西井左衛門尉人数屯所へ及炮発候所業難捨置、同人より召捕引渡の

義懸合及候処、理不尽発炮に付、無余義戦争相成候、就ては尚脱走^{ダツク}

の輩も難計候間、右様のもの及見聞候は、速に召捕、自然手余候

は、討捨の上、早々訴出候様可致、万一見聞候共其俣に差置候も

慶応三年十二月二十五日〜十二月二十八日

のは、可被所重科候

右の趣、御料・私領・寺社領共不洩様可被相触候

右の通、万石以上以下の面々へ可被相達候

十二月

右の通御書付出候間、町中家持は不及申、借屋・店借裏々迄不洩様

入念早々可相触候

卯十二月廿七日

町年寄 役 所

覚

此度賊徒召捕相成候へ共、脱走のもの共も有之候に付、御府内寺院

并市中等に潜伏致候もの可有之哉も難計候間、怪敷もの見受候は、

召捕、時宜に寄家内へも立入、嚴重に相改候様可致候

右の通西井左衛門尉家来へ相達候間、得其意を、町中へ可被相触候

卯十二月

右の通御書付出候間、町中家持は不及申、借屋・店借裏々迄不洩様

入念早々可相触候

十二月廿七日

町年寄 役 所

一、井上信濃守殿今日御死去に付、為相知候

一、昨廿七日小出大和守殿町御奉行被 仰付候、此旨町中不洩様早

々可相触候

十二月廿八日

町年寄 役 所

関所々々通方の義に付、当七月中相触候趣も有之候へ共、今般別紙の通相違候に付、今日より関所々々におゐて相改、出口関門にて相渡候切手へ致加印、右切手主人又は重役等の断書所持不致ものとは不通、尤当時旅行中にて今般相触候趣も不相分者、右切手所持不致候ても相通し候筈に候

右の趣御料・私領・寺社領とも不洩様可被相触候

十二月

右の通可被相触候

市在取締の為、当分の内御府内出口関門御取建に相成、諸士の分は主人又は重役より、何方へ家来何人差遣候旨断書、百姓・町人は所役人の添書持参無之におゐては、出入一切通行差留、尤断書・添書は関門にて相改、疑敷子細も無之候へは、於同所相渡候間、関門打越候て、右切手所持不致旅人は、御府内は勿論、道中筋并在々にても決て止宿為致間敷、且右改を不請押て通行可致旨仕成、又は旅行切手所持不致旅人は無用捨召捕、若及手向候は、切捨候筈に候、当時出府途中にて疑敷筋無之候は、相通候筈

右の通、御料・私領・寺社領とも不洩様可相触候

右の通御書付出候間、町中不洩様入念早々可相触候

卯十二月卅日

町年寄 役 所

明四日より北御奉行訴訟公事御聞被成候間、井上信濃守殿御懸の分、北御番所へ可罷出候、此旨町中不洩様早々可相触候

正月三日

町年寄 役 所

旧臘廿五日兵火の砌、芝辺通り懸り怪我致候もの有之哉、御組合限り早々御取調、有無来る六日迄渡辺喜平次方へ御申聞可給候

正月三日

南 三廻り

来七日

大和守殿へ御目見へ被 仰付候間、同日朝六半時、刻限無遅滞、御腰懸へ御出勤可被成候、若差支等も御座候は、被仰聞可被下候、以上

正月四日

馬込勘ヶ由

辰正月五日大和守殿御直渡心得にて、金子武助殿を以御渡

町年寄へ

何町幾丁目より幾丁目迄

名主 誰

地主 誰

家主 誰

家数何軒

内 表家何軒
裏家何軒
人数幾人

内 家内幾人
下女・下男幾人

家内并下男・下女人数の義、人別目当にて家族并召仕共
差出候事

表家老坪に付

老ケ年

地代高下平均 何程

町入用 何程

但地代の義は、旧^(躰カ)帳書上に不違様相心得取調の事

但横町坪も表坪へ書加へ可然歟

但町入用の義は、前同様相心得取調、且一と坪当りの義は、老

町惣小間高へ割付、其老坪と相定、老坪と而已相懸候歟

裏家老坪に付

老ケ年

地代高下平均 何程

町入用同断 何程

床見世 何軒

老ケ年

地代 何程

町入用 何程

中見世 何程

老ケ年

地代 何程

町入用 何程

右は町々老町毎に取調、みの紙四半帳に認め、来る八日迄に取集め
可差出事

正月五日

覚

昨五日駒井相模守殿陸軍奉行並被仰付、此旨為相知候

右の趣町中不残早々可相触候

正月六日

町年寄 役所

惣町火消

人足

月行事

名主

町火消勤方の義は、享保度定も有之候処、追々流幣^(弊カ)いたし、兎角朱
引境を出越、役人差図を不待、消防相掛候義も有之哉に候間、向後
前々申渡の趣堅相守、猥に朱引境を不罷出候様可致

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

辰正月七日

町火消 組々 惣代老人つ、

慶応四年正月五日〜正月七日

請印

右は昨日北

御番所へ組々世話懸・頭取・月行事被召出、前書の通於 御白洲に被仰渡候間、早々行届候様、御小組合限、御取計可被成候、此段御達申候、以上

辰正月八日

五番組 右世話番

山中又太郎

嶋田次右衛門

先達て相達候人別の義、当時住居罷在候現在にて取調、今日迄に取調可被差出候、此段相達申候、以上

辰正月十日

名主

覚

一、今日黒川近江守殿町御奉行被仰付候間、此旨早々可相触候

正月十日

町年寄 役所

口達の覚

浮浪怪敷もの召捕方、関東取締出役へ被仰渡有之候、尤中には江戸内に隠れ居候ものも可有之哉、聡と突留め候分は、当分の内右手筋にて直に召捕候義も可有之哉御達も有之候間、為心得と其筋へ通達

有之候様御取計の事

正月十一日

南北 隠蜜廻り(ママ)

定廻り

臨時廻り

南北組々 町々

名主中

町火消 小組合

頭取老人宛

町役人差添に不及、尤行事惣代老人罷出候筈

外に

組々世話懸

老人つゝ、

右は今十三日五つ時、刻限無遅滞、北御番所へ可罷出旨被仰渡候間、右刻無遅々頭取・行事御差出し可被成候、已上

正月十三日 明六つ時

矢部与兵衛

但六つ半時頃、麻布笄町萩原耕蔵殿へ送り
く組 ふ組 こ組
御同役中様

一、町兵人撰の義は、町火消惣人数四千三百六拾三人の内、歩兵相(当カ)当のものと相撰み、人足高三分一を目的にいたし、撰上げ可申哉の

事

一、町々木戸番人・抱番人と唱候もの、惣町にて凡千七百拾五人程有之候に付、右のもの共人種も相分居候に付、一同呼上げ人撰み、町兵に抱入可申哉の事

一、兼て御伺相成居候番組人宿肝煎五人は、差向町兵差配役と被仰付、為取扱可申哉の事

一、屯所并人撰致候場所の義は、昨年中美濃守殿へ申置の上、新大橋向町会所建添地相用ひ候積に候、普請目論見同所におゐて取建方可然哉の事

一、大橋向建添地普請早々取懸り、普請出来迄は、越中島調練場に呼集め、人撰の上抱入、日々町内へ差返し、早朝より稽古為致可申哉の事

一、右業前教示の義は、白野耕作并役々御組同心の内、人撰懸り申付、為取計可申哉の事

一、町々店入足の唱にて強壯のもの相撰、組合相立、早々人数書上可申事

一、諸職人・車力・軽子稼の類、仲ヶ間組合相立、鑑札相渡、土工兵取立可申立哉の事

右の通被仰渡奉畏候、為後日仍如件

辰正月十三日

南北小口 世話懸

覚

慶応四年正月十二日〜正月十三日

一、合 葉

一、雷 粉ライマ

一、鉛

右品急御用に付、所持のもの、名前・貫数并右品差置候場所とも取調、明十四日五つ時北 御番所へ持参可致旨、唯今通達有之候間、其町々右渡世のもの名前其外共取調、町々町銘下へ下け札にて可被申聞候、且無之町々も右同様下け札にて被申聞度、右は急御用筋に付、為弁利と付札為致候間、留りより正刻可相納候様、詰合月行事中取計可被申渡事

正月十三日

名 主

今日北御番所にて被仰渡候、町火消惣組人数高三分一を目当に致し、明十四日朝四つ時迄に書上候様被仰渡の義に付、小組合頭取老入・月行事老入惣代にて、赤坂田町吉田屋へ明朝正五つ時、御自身御召連御出席可被成候、此段御達申候、以上

正月十三日

大世話番 山中又太郎

嶋田次右衛門

上様御都合も被為在

御機嫌克被遊還御候に付、市中へも為心得と可申聞事

正月十二日

右書取にて相達に不及、寄々口達可然旨被 仰渡候

一、今日町御触有之候間、火の元守方町火消人足詰合、消防手筈厳重可申合口達

一、潜伏のもの取調の義、右格別人精行届候様被仰渡候

右の通昨十二日北御番所御年番所におゐて被仰渡候間、此段御達申候、以上

正月十三日

嶋田

旧臘以来、松平修理太夫奸臣共、陰謀を企、朝廷を軽蔑に致、殊に

ワヒヤカス
ゴウカス
カスミトカス

賊徒共を唱導し、江戸・長崎・野州・相州所々におゐて乱暴及劫

盗、御国内を乱候所業難被捨置

罪状の次第

一、大事件尽衆義にて被仰出候処、去月九日突依(然也)非常御変革を口実に致し幼主

奉悔、諸般御所置私論被主張候事

一、主上御幼沖の折柄、先帝の御依托被為在候処、摂政殿下を廃止

参内候事

一、私意を以、宮・堂上方を恣に黜陟せしむる事

一、九門其外御警衛と唱へ、他藩のものを煽動し、以兵使官闕に迫り候条、朝廷を不憚大不敬の事

一、家来浮浪の徒語合、屋敷へ屯集、江戸市中押込強盜致し、酒井左衛門尉人数屯所へ砲発乱妨、其他野州・相州所々焼討・劫盜

及候もの證跡分明に有之候、然る処城州伏見辺におゐて奸賊共より理不尽に御人数へ及発炮候に付、不得止事を御誅戮相成候間、其旨相心得、先般申渡置候趣も有之候通り、此上共薩賊余党のもの潜伏致居候は、速に召捕、討捨可合誅戮(合カ)もの也

月日

右の通被仰出候間、町中不洩様可触知もの也

右の通、町従

御奉行所被仰出候間、町々家持・借家・店借裏々迄不洩様可申聞候、此旨町中不殘可相触候

正月十二日

町年寄 役所

組々世話懸 名主共

町火消 組々 頭取共

今般町兵取立相成候に付、火消人足共・町内抱番人・木戸番人の内、強壯のもの人撰の上、炮術業前習練申付候間、其旨可存

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

辰正月十三日

壹番組 品川町

名主 庄左衛門

外一同

組々 世話懸 名主共

一、此度御府内御取締筋被仰出候に付ては、市中船宿渡世のもの共

の義、兼て見知候もの其外乗船為致候は、名・住所等帳面に記置、怪敷見請候ものは留置、早々月番番所へ可訴出、且右渡世のもの方へ他のもの一切止宿為致申間敷候

一、近來野非人共多人数市中徘徊致し、右の内に悪事致候ものも有之趣に相聞候間、組廻りのものへ捕へ方申渡候、右に付町役人共義も、見懸次第其所追払、町内へ一切差置申間敷候

一、町宅致候医師其外内弟子等、紛敷もの差置候義有之間敷とも難申候間、町役人共無油断心付、聊にても疑敷もの立廻り候は、及見聞候は、早々月番の番所へ封書を以可申出

一、番組人宿の外、素人にて奉公人請人に相立候もの、身元糺方の義精々入念可申旨、名主共支配限り不洩様可申聞候、尤番組人宿肝煎共へ改方申付候間、其旨可存

一、肴問屋其外商人共、在方荷主猥に止宿為致間敷旨、其筋渡世のものへ不洩様申聞、町役人共厚心付候様可致候

右の通申渡候間、精々入念可申候

辰正月十三日

組々世話懸

名主 壱人つ、

受印

右の通北御奉行所被仰渡候間、此段相達申候、以上

辰正月十六日

名主

塩町壱丁目

(裏表紙)

慶応四年正月十三日～正月十六日